

1 移動等円滑化経路等

●基本的考え方●

全ての人が建築物を円滑に利用することができるように、建築物の敷地の接する道等から利用居室（等）に至る経路のうちそれぞれ1以上の経路を、段差がなく通行しやすい幅とした経路（移動等円滑化経路等）とする。また、当該利用居室（等）から車椅子使用者用便房に至る経路、当該利用居室（等）から障がい者用駐車区画に至る経路のうちそれぞれ1以上の経路についても移動等円滑化経路等とする。さらに、公共用歩廊の経路についても移動等円滑化経路等とする。

整備基準

遵守基準

<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（工に掲げる場合にあっては、その全て）を高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。</p>	<p>(1) 同左</p>
<p>ア 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室（以下この表において「利用居室」という。）を設ける場合</p> <p>道等から当該利用居室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含み、幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p>	<p>ア 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合</p> <p>道等から当該利用居室等までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p>
<p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等全ての人が円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を設ける場合</p> <p>利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p>	<p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合</p> <p>利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p>
<p>ウ 建築物又はその敷地に障がい者用駐車区画を設ける場合</p> <p>当該障がい者用駐車区画から利用居室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p>	<p>ウ 建築物又はその敷地に障がい者用駐車区画を設ける場合</p> <p>当該障がい者用駐車区画から利用居室等までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p>
<p>エ 建築物が公共用歩廊である場合</p> <p>その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p>	<p>エ 同左</p>
<p>(2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けな</p>	<p>(2) 同左</p>

いこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

■整備基準の解説

(1) 移動等円滑化経路等

- アからエまでの経路のうちそれぞれ1以上を高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路とする。
- 移動等円滑化経路等上にある出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、敷地内の通路は、各項目の移動等円滑化経路等の整備基準に適合させる。

→【図 1.1】参照

ア 利用居室（等）までの経路

- 移動等円滑化経路等として、道等から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室（利用居室）までの経路を挙げている。（**利用居室が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。**）
- ただし、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」においては、地上階又はその直上階のみに利用居室を設ける場合や、地上階又はその直下階のみに利用居室を設ける場合は、上下の移動に係る部分は移動等円滑化経路等としない。
- 「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」には、郵便局、銀行は含まない。その他これらに類するサービス業を営む店舗の例として、美容院、レンタルビデオ屋、損害保険代理店が挙げられる。
- 経路として、道等から不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室等（利用居室等）までの経路を挙げている。（**利用居室等が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。**）
- 「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」の用途であっても、全ての階層の利用居室等に至る経路は移動等円滑化経路等とする。

→【図 1.2】参照

イ 車椅子使用者用便房までの経路

- 利用居室から車椅子使用者用便房までの経路は、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」の用途であっても、上下の移動に係る部分も含めて移動等円滑化経路等とする。
- したがって、アで利用居室までの経路のうち上下の移動に係る部分が移動等円滑化経路等として除外されていたとしても、その利用居室がある階に車椅子使用者用便房が設置されていない場合は、移動等円滑化の措置がとられた傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設ける必要がある。
- 利用居室等から車椅子使用者用便房までの経路のうち、それぞれ1以上を移動等円滑化経路等とする。

ウ 障がい者用駐車区画までの経路

- 障がい者用駐車区画から利用居室までの経路は、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」の用途であっても、上下の移動に係る部分も含めて移動等円滑化経路等とする。
- 障がい者用駐車区画から利用居室等までの経路のうち、それぞれ1以上を移動等円滑化経路等とする。

エ 公共用歩廊

- 公共用歩廊とは、駅等の連絡通路やペDESTリアンデッキなどで、建築物であるものをいい、不特定かつ多数の者が利用し、建築物と一体ではなく独立しているものが対象となる。

(2) 段差の禁止

- 移動等円滑化経路等上には、階段や段差を設けないことが原則となる。そのため、移動等円滑化経路等上に階段や段差がある場合には、移動等円滑化の措置がとられた傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を必ず併設する必要がある。

→【図 1.3】参照

8 便所（トイレ）

●基本的考え方●

車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が外出したときに、困ることのひとつは、便所の利用である。全ての人が便所を快適に利用できるようにするためには、広いスペースの便房、手すり、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドを設けるなど、便所全体で車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が使いやすい環境を総合的に整備する必要がある。

便所には、施設用途や規模、施設内の便所設置階・位置を踏まえ、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（車椅子使用者用便房）を必要な数以上設置するほか、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを、それぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設置する。

上記の個別の機能を必要とする人が同時に便所を利用できるように、車椅子使用者用便房に個別機能の設備を併せて設置した多機能便房とはせず、以下のとおり、個別機能を分散して配置するよう配慮する。（便所における機能分散の考え方【図 8.1】参照）

第1に、車椅子使用者用便房のほか、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア及びベビーベッドの子育て支援設備を設けた便房をそれぞれ別々に設置する。さらに、多数の利用者が見込まれる場合は、当該利用者のための簡易型機能を有する便房や複数の個別機能を有する便房を追加することが望ましい。

第2に、第1が便所の規模等により困難であるときは、多機能便房に追加して、施設の利用者を考慮した個別機能を備えた便房や簡易型機能を備えた便房を設置する。

第3に、第1及び第2が困難であり、施設の用途及び規模から多機能便房のみで十分に機能する場合は、多機能便房のみを設置する。この場合でも、利用の集中を軽減するため、できるだけ複数設置することが望ましい。

高齢者や知的・発達障がい者等の同伴介助等の利用に配慮し、広めの男女共用便房を設置することに配慮する。

整備基準

遵守基準

<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所（以下この項において「不特定多数利用便所」という。）は、次に掲げるものでなければならない。</p>	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。</p>
<p>ア 不特定多数利用便所の数は、これらの者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。ただし、別表第1の1の部の4の項〔集会施設〕の特定都市施設の(2)に掲げる施設のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の施設並びに同部8の項〔事務所〕の都市施設の(2)並びに16の項〔工場施設〕、21の項〔地下街〕及び22の項〔複合施設〕の都市施設の欄に掲げる施設のうち、その用途に供する部分の床面積が2,000㎡未満の施設における不特定多数利用便所の数については、この限りでない。</p>	<p>ア 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所の数は、これらの者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。</p>
<p>(ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p>	<p>(ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p>

<p>(イ) 不特定かつ多数の者又は高齢者、障がい者等（別表第1の1の部及び2の部の都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。）その他これらに類する施設でない施設にあっては、多数の者）（以下この項において「不特定多数の者等」という。）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p>	<p>(イ) 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障がい者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定若しくは多数の者又は高齢者、障がい者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p>
<p>イ 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。</p>	<p>イ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定若しくは多数の者又は高齢者、障がい者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。</p>
<p>ウ 不特定多数利用便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<p>ウ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>
<p>(2) 不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。</p>	<p>(2) (1)に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。</p>
<p>(3) (1)の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下(1)において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（ア(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、それぞれに定める数以上）に、ウに定める構造の車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイ(ア)から(エ)までに掲げる場合は、この限りでない。</p>	<p>(3) (1)の規定により(1)に規定する便所を設ける階（以下(1)において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（ア(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、それぞれに定める数以上）に、ウに定める構造の車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイ(ア)から(エ)までに掲げる場合は、この限りでない。</p>
<p>ア 便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。</p>	<p>ア 便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける(1)に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該便所の数とする。</p>
<p>(ア) 便所設置階の床面積が10,000㎡を超え、40,000㎡以下の場合 2</p>	<p>(ア) 同左</p>
<p>(イ) 便所設置階の床面積が40,000㎡を超える場合 当該床面積に相当する数に1/20,000を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</p>	<p>(イ) 同左</p>

<p>イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>イ 同左</p>
<p>(ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</p>	<p>(ア) 同左</p>
<p>(イ) 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合</p>	<p>(イ) 便所設置階の(1)に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の(1)に規定する便所に設ける場合</p>
<p>(ウ) 次に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれに定める場合</p>	<p>(ウ) 同左</p>
<p>a 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあつては、ア(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</p>	<p>a 男子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあつては、ア(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</p>
<p>b 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあつては、ア(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</p>	<p>b 女子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあつては、ア(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</p>
<p>(エ) 床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1/1,000を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数)(1,000㎡未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数)に(3)本文の規定により床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(イ(ア)に規定する施設がイ(ア)に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。))に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合</p>	<p>(エ) 床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1/1,000を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数)(1,000㎡未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける(1)に規定する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数)に(3)本文の規定により床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(イ(ア)に規定する施設がイ(ア)に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の(1)に規定する便所及び女子用の(1)に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。))に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合</p>
<p>ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。</p>	<p>ウ 同左</p>

(ア) 腰掛便器が適切に配置されていること。	(ア) 同左
(イ) 便器の両側に手すりを設け、そのうち片方の手すりは可動式とすること。	(イ) 同左
(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	(ウ) 同左
(エ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	(エ) 同左
(オ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。	(オ) 同左
(カ) 高齢者、障がい者等が円滑に使用できる洗面器を設けること。	(カ) 同左
(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上には、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具(以下「オストメイト対応汚物流し等」という。)を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。	(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、オストメイト対応汚物流し等を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。
(5) (2)から(4)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。	(5) (2)から(4)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。
(6) (2)から(5)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。)	(6) (2)から(5)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。)
—	(7) (2)から(6)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)は、次に掲げる構造としなければならない。
—	ア 床面には、段差を設けないこと。
—	イ 大便器は、1以上を腰掛式とすること。
—	ウ 腰掛式とした大便器の1以上に、手すりを設けること。
(7) (2)から(6)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所であつて、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。	(8) (2)から(7)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所であつて、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。

■整備基準の解説

◆便所全般

- 車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。 →【図 8.1】参照
- 案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号（ピクトグラム）等で分かりやすく表示する。 →【14 標識】参照
- 原則、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階（【解説 8.3】の①～④を除く）の数以上、便所を設ける。設置にあたっては特定の階に偏ることなく設け、その利用に支障が生じない位置に設ける。 →【解説 8.3】参照

床面

- 水洗いができ、かつぬれた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。

◆車椅子使用者用便房

設置数

- 原則、便所を設ける階には車椅子使用者用便房を1以上設けること。（以下①②を除く） →【解説 8.4】参照
- ①地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合。
- ②当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合。
- 階の床面積によって、車椅子使用者用便房の必要設置数は以下のとおりとする。
- ③10,000㎡を超える階（大規模階）を有する場合。 →【解説 8.5】参照
 - ・10,000㎡を超え、40,000㎡以下の階 ⇒各階2以上設置
 - ・40,000㎡以上の階
⇒ [大規模階の床面積の合計] ÷ 20,000（端数切り上げ）以上設置
- ④1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合。 →【解説 8.6】参照
 - ・ [小規模階の床面積の合計] ÷ 1,000（端数切り捨て）以上設置
 - ・ なお、小規模階のみで構成されており、かつ、小規模階の床面積の合計が、1,000㎡未満の建築物の場合、車椅子使用者用便房を1以上設けること。

出入口

- 車椅子使用者用便房の出入口は、移動等円滑化経路等となる。
- 出入口の有効幅は、85cm以上とする。 →【図 8.2】
- 車椅子使用者用便房が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm以上とする。 →【図 8.3】
→【図 8.4】参照

戸

- 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、戸の前後には水平スペースを設ける。
- 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。
- 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。
- 手動式の戸の握り手は棒状のものとする。
- 自動式引き戸の開閉ボタンの位置は車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。 →【図 8.5】参照
- 車椅子使用者の開閉時の動作に配慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。
- 内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。
- 車椅子使用者用便房が一般便所内にある場合、一般便所の出入口には戸を設けないことが基本となるが、戸を設ける場合には、車椅子使用者が通過しやすい戸の構造とする。

手すり

- 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取付けを堅固にする**必要がある**。また、可動式の手すりにおいても、全体重をかけて使用するため、利用者の安全性を考慮し、ぐらつかない構造のものを採用する。
- 手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付の手すりとは反対側の手すりは可動式とする。
- 横手すりは便座から 20cm～25cm 程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から 25cm 程度前方の位置に、便座の中心から両側の手すりが同距離になるように設置する。
- 手すりのつかみやすい位置は、利用者により多様であるため、できるだけ長いものを設置すると、多種の利用者の要求を満たすことができる。

→【図 8.2】
【図 8.6】参照

便房の大きさ

- 車椅子使用者が円滑に利用できる便房の大きさは原則として概ね内法で 200cm×200cm 以上とし、直径 150cm 以上の円程度が内接できる空間を確保する。(ライニング等(洗面器の背後にある配管収納等)は内法寸法に含めないことを原則とする。)
- 車椅子から便座への移乗は便器の側面(障がいにもよるが一般的にこの方法が最も容易)又は前方からなされるため、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりをつける必要がある。また、衛生機器等は直径 150cm の円が内接できる程度の空間を避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。(内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。)
- 床面積 2,000 m²以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物を建築する場合に設ける 1 以上の車椅子使用者用便房には、改修等に対応が困難な場合を除き、原則として介助用ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の(電動)車椅子使用者が 360 度回転できるよう、直径 180cm 以上の円程度が内接できるスペースを設ける。
- 便房内の設備等の形状、配置によって、必要な広さ・内法寸法は変わること留意する。
- 床面積の合計が 1,000m²以下の施設等(公共施設を除く。)で 200cm×200cm 以上の空間が確保できない場合及び既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合には、次善の策として、簡易型車椅子使用者用便房を確保する。(ただし、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、手洗い器その他の設備を併せて設置すると、さらに大きなスペースが必要となる場合がある。)
直進又は側方進入の場合：幅 130cm 以上、奥行きは 200cm 以上
側方進入の場合：幅 150cm、奥行きは 180cm 以上

→【図 8.2】参照

→【図 8.3】参照

→【図 8.4】参照

位置

- 異性による介助・同伴利用等に配慮し、少なくとも 1 以上の車椅子使用者用便房は男女が共用できる位置に設ける。
 - 車椅子使用者用便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。
 - 車椅子使用者用便房は、全ての人利用しやすく分かりやすい位置に設ける。
- 劇場・競技場等、客席のある施設の車椅子使用者用便房の位置は、~~車椅子使用者用客席・観客席から容易に到達できるものとする。~~

→【図 8.1】参照

<p>表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用便房の付近には、当該便房があることを表示する標識を設ける。 ●車椅子使用者用便房の表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該車椅子使用者用便房の設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。なお、車椅子使用者用便房の場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、車椅子使用者用便房の名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。 ●建築物に案内所が設けられていないときは、高齢者、障がい者等を誘導するために、建築物内の案内板に車椅子使用者用便房の位置を表示する。 ●案内板等に便所の位置を表示する。 	<p>→〔14 標識〕参照</p> <p>→〔15 案内設備〕参照</p>
<p>洗面器</p> <ul style="list-style-type: none"> ●手洗器、洗面器は高齢者、障がい者等の利用を配慮した構造とする。 ●便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置する。 ●洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ●吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。 	<p>→【図 8.2】参照</p> <p>→【図 8.7】参照</p> <p>→【図 8.7】参照</p>
<p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者の手の届く高さに手荷物棚又はフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮に当たってもけがをしにくい丸みを帯びているものとする。 ●照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。 ●洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水洗器具はレバー式など操作が容易なものとする。 ●洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ●洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。 ●使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。 ●腰掛便器のトラップ部分に車椅子のフットサポートが当たりにくい形式のものを採用するように配慮する。 	<p>→【図 8.6】参照</p> <p>→JIS S 0026 (資料編 P2-14 参照)</p>

◆水洗器具

<p>水洗器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置・水栓を含む）をいう。 ●便器に水栓をつけたもの（簡易型水洗器具）は利用しやすいものとはいえなため、専用の汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際など構造上やむを得ない場合に限り設置する。 ●オストメイト用汚物流しを設けた便房のある便所の出入口及び当該便房の戸には、オストメイトが利用できる設備を備えていることが分かる標識を設ける。 ●ペーパーホルダーを設置する。 	<p>→【図 8.8】</p> <p>【図 8.9】参照</p> <p>→〔14 標識〕参照</p>
---	--

◆ベビーチェア・ベビーベッド

ベビーチェア

- 〔22 子育て支援環境の整備〕を参照

ベビーベッド

- 〔22 子育て支援環境の整備〕を参照

◆一般便所

大便器

(床面)

- 便所は床面を水洗いするために、入口に段差が生じることが多いが、高齢者、障がい者等の通行に際して支障とならないよう、すりつけ又は傾斜路を設ける。

(構造)

- 高齢者などの下肢機能が低下している者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、腰掛式のもの設ける。

(手すり)

- 便房内の手すりは高齢者などの下肢機能が低下している者の立ち上がりを補助したり、用便中の姿勢を安定させるのに有効である。手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものや L 型手すりをつけると多くの利用者の要求を満たすことができる。

→【図 8.10】参照

小便器

(構造)

- 男子用小便器のうち 1 以上は、小児等の利用に配慮し、床置き又は壁掛式とし、受け口の高さが 35cm 以下のものとする。なお、床等の清掃性を配慮する。

→【図 8.11】参照

(手すり)

- 上記の構造の小便器に手すりを設け、便所の出入口から最も近い位置に設ける。
- 小便器の手すりは胸を支点にして寄りかかりながら用を足すためのものである。この場合は腰を後ろに引くような姿勢となるので、小便器の上端手前部分と手すりの中心位置を合わせて取り付けることとし、高さは 120cm 程度とする。横の手すりはつかまりながら用を足すためのものであり、間隔 60cm 程度、高さは 80～90cm 程度とする。

→【図 8.11】参照

その他の注意事項

- 男女別の標示、便所の位置等を分かりやすく表示する。また、男女別の標示は JIS Z 8210 を適用する。
- 多数の利用者がスムーズに通過できる幅員を確保する。
- 利用者の操作が容易な水栓を設けることにより、無理なく洗面又は手洗いができるようにする。

→〔14 標識〕参照

■望ましい整備

◆便所全体

配置

◎整備基準により設置した便房及び設備とは別に、車椅子利用者用便房又は簡易型車椅子利用者用便房、オストメイト用汚物流し又は簡易型水洗器具を設けた便房を設置する。また、ベビーチェア、ベビーベッドを複数設置する。

表示・誘導

- ◎案内板等に、便所の位置及び男女の別を表示するとともに、点字等による表示を行う。
- ◎同一建築物内においては便所の位置・男女の位置が統一されていると分かりやすい。
- ◎便所内部の配置を、出入口付近の外部に表示する。さらに、視覚障がい者に配慮して点字等による表示や触知案内図の設置を行う。
- ◎使用中の場合を考慮して、他の階や場所にある便所とその個別機能を表示する。
- ◎視覚障がい者は車椅子利用者用便房以外の便所に誘導する。
- ◎便房内の便器や設備・ボタンの位置を案内する音声案内装置を設置する。

→【図 8.12】参照

戸

- ◎外開き戸の場合、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。
- ◎内開き戸の場合、緊急時に戸を外せるものとする。
- ◎便房の戸は、使用時以外は開いていることが望ましい。
- ◎弱視者（ロービジョン）、色覚多様性等の利用者に配慮し、便房の戸には、使用中か否かを大きく分かりやすく、文字で表示する。
- ◎手動式引き戸の場合には、戸の開閉方法を矢印等で表示する。
- ◎子どもと一緒に利用することが考えられる便房には、子どもの手の届かない高い位置にも鍵を設ける工夫をする。

紙巻き器・ボタン

- ◎新設等の場合には、洗浄装置等のボタン等の形状・設置場所は、JIS S 0026 に準ずる。
- ◎同一建築物内では、洗浄装置等の使用方法やボタン等の形状・設置場所を統一する。
- ◎便器洗浄ボタン及び呼び出しボタン、各種設備の操作ボタンは、文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を選定し、分かりやすいボタン表示とする。
- ◎ボタンは手指に障がいのある人（巧緻運動障がい等）でも押しやすい等、操作性に配慮する。
- ◎紙巻き器は手指に障がいのある人（巧緻運動障がい等）でも操作しやすいよう、片手で紙が切れる等、操作性に配慮する。

→JIS S 0026
(資料編 P2-14 参照)
→洗浄装置等に表示する操作性ピクトグラムは、一般社団法人日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラム参照

介助用ベッド

- ◎車椅子使用者用便房を複数設ける場合や建築物の用途及び規模に応じて、車椅子使用者用便房のうち1以上を介助用ベッド付き便房とし、異性による介助・同伴利用等に配慮し男女が共用できる位置に設ける。
- ◎介助によって、着替え、おむつ交換、排泄などを行う際に使用される介助用ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、十分なスペースをとるようにする。
- ◎介助用ベッドには、転落の危険がある旨の表示をして注意喚起をする等の転落防止策を講ずる。
- ◎介助用ベッドの寸法の検討に際しては、施設を利用する障がい者等のニーズを踏まえて決定する。
- ◎介助用ベッドを設置する際には、車椅子使用者の利用に支障がないよう配置を工夫する。
- ◎折畳み式ベッドを設置する場合には、車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とする。
- ◎戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には介助用ベッドを設けない。
- ◎緊急時において、折畳み式介助用ベッド等を使用している状態でも人の出入りができるように、介助用ベッドの位置と出入口の位置関係に配慮する。

→【図 8.13】参照

警報装置

- ◎緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備える。
- ◎フラッシュライト等は、便房の扉を閉じた状態で、全ての便房内からその点滅が十分識別できる位置に設置するとともに、その点滅が緊急事態を表す旨を便所内に表示する。

→「光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について」（平成 28 年 9 月 6 日付け消防予第 264 号）参照

男女共用便所・便房

- ◎視覚・知的・発達障がい者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設ける。また、男女共用便所・便房が整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。
- ◎男女が共用利用できる便房を設ける際は、男女共用であることを、文字や図記号等により、分かりやすく示す。
- ◎男女共用便房トイレには、汚物入れを設置する。

その他の注意事項

- ◎便座は、温水洗浄便座とする。
- ◎便座には背もたれを設置する。
- ◎発達障がい等による感覚過敏への配慮として、十分な換気等による臭気等の対策や、音や光について可能な限り低刺激である設備機器の採用を行う。
- ◎便房の近くには、介助者が待つためのベンチ等を設ける。
- ◎乳幼児設備を有する便房は、ベビーカーとともに入ることの可能なゆとりある広さとする。

◆車椅子使用者用便房

設置数

- ◎車椅子使用者用便房を、各階に1以上設置する。
- ◎車椅子使用者等の利便上、車椅子使用者が利用できる便房は、用途に供する部分の床面積2,000m²当たり1以上設けるものとする。
- ◎便所が設けられている階の車椅子使用者用便房の数は、当該階の便房の総数が200以下の場合には便房総数の1/50を乗じて得た数以上、当該階の便房の総数が200を超える場合は便房総数の1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。

戸

- ◎手動式の戸の握り手は棒状のものとし、自動的に戻らないタイプとする。
- ◎大きなレバーとする等、指の不自由な人でも容易に施錠できるものとし、非常の場合を考慮して、外部からも解錠できるものとする。
- ◎電気施錠とし、使用中ランプ、扉の開閉を連動させる。
- ◎戸の開閉ボタンと照明等との連動は、特に介助者が外に出て閉ボタンを押す場合等に消灯しないような配慮も必要となる。
- ◎開閉ボタンは、手かざしセンサー式を避け、操作しやすい押しボタン式とする。
- ◎視覚障がい者等の利用に配慮し、施錠を示す色等に配慮する。

便器

- ◎車椅子のフットサポートのあたりにくい便器とする。

スペース

- ◎便器の前方に120cm以上、側面に70cm以上の移乗用のスペースを確保して、衛生機器等を設置する。
- ◎便房は、電動車椅子使用者が利用しやすい空間(220cm×220cm以上)を確保する。

簡易型車椅子使用者用便房

- ◎車椅子使用者用便房として設けた便房とは別に、一般便所の中に車椅子使用者が利用できる便房(簡易型車椅子使用者用便房)を設ける場合は、以下の数値以上とする。また、当該便房までのアクセスに支障のない空間を確保し、当該便房出入口の戸は引き戸を原則とする。
- 直進又は側方進入の場合：幅130cm以上、奥行きは200cm以上
- 側方進入の場合：幅150cm以上、奥行きは180cm以上
- ◎壁の隅に出入口がある場合には、車椅子使用者が戸や取っ手に近寄ることが困難な場合もあり、限られたスペースにおいて車椅子使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸の形式、取っ手の位置や形状、錠の位置等の工夫を行う。

→【図8.4】参照

その他の注意事項

- ◎一般より大きい汚物入れを設ける。
- ◎大型の電動車椅子使用者等が回転できない場合に後進で退出することを配慮し、後方確認用の鏡を設置する。
- ◎便房の利用形態は、障がいによって多種多様である。このため、車椅子使用者用便房を複数設ける場合には、便房内の設備やレイアウトを変え、できるだけ多くの人の利用が可能となるよう配慮する。
- ◎複数設置する場合は、設備のレイアウトを左右対称にし、便器へのアクセスを右側・左側からのどちらでも選択できるようにする。
- ◎介助者が便房を一時退出する際に、便房の外から利用者が見えることのないよう、戸の内側にカーテンを設置するなど配慮する。
- ◎確認ランプ付き呼出し装置、廊下標示ランプ、事務所警報盤を設ける。
- ◎温水洗浄便座の操作ボタンは、前方から移乗する場合に配慮し、便座横の操作ボックスではなく、壁付けとする。
- ~~◎手洗器・洗面器は高齢者、障がい者等の利用を配慮した構造とする。~~
- ◎洗面所の鏡は、洗面器上端から上方へ100cm、若しくは可動式とする。

→【図 8.14】参照

◆簡易型車椅子使用者用便房

簡易型車椅子使用者用便房

- ◎高齢者、障がい者等が外出や社会活動に参加するためには、高齢者、障がい者等が利用しやすい便所が設けられていることが重要であるため、特に高齢者、障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）については、一般便所の中にも、車椅子で使える最小限の寸法の便房（簡易型車椅子使用者用便房）を設ける。
- ◎車椅子使用者用便房として設けた便房とは別に、一般便所の中に車椅子使用者が利用できる便房（簡易型車椅子使用者用便房）を設ける場合は、以下の数値以上とする。また、当該便房までのアクセスに支障のない空間を確保し、当該便房出入口の戸は引き戸を原則とする。
 - 直進又は側方進入の場合：幅 130cm 以上、奥行きは 200cm 以上
 - 側方進入の場合：幅 150cm 以上、奥行きは 180cm 以上
- ◎壁の隅に出入口がある場合には、車椅子使用者が戸や取っ手に近寄ることが困難な場合もあり、限られたスペースにおいて車椅子使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸の形式、取っ手の位置や形状、錠の位置等の工夫を行う。

→【図 8.4】参照

◆水洗器具

水洗器具

- ◎汚物流しは、腹部の洗浄のため温水が出るようにする。
- ◎オストメイト用設備を設けた便房の鏡は、全身を映すことができるものとする。
- ◎手荷物等をかけるフック、手荷物置き場、パウチ等の廃棄等のための汚物入れ、着替え台を設置する。
- ◎腹部等を洗浄しやすいよう水栓はハンドシャワー型とする。
- ◎手洗い用の石けん、ペーパータオル又はハンドドライヤーを設置する。
- ◎オストメイト用設備をより多く整備するため、オストメイト用汚物流しを複数設ける。また、複数設置するスペースをとれない場合には、オストメイト用汚物流しを設けた便房以外に、オストメイト用簡易型水洗器具を設置した便房を設ける。
- ◎各種設備機器については、開発途上のものもあり、今後技術革新や製品開発の進捗によって適宜導入を図る。

→【図 8.15】参照

◆一般便所

戸

- ◎一般便所の出入口には原則として戸は設けない。

◎車椅子使用者用便房を設置していない一般便所においても、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

便器

◎男女とも、各便所に1以上の車椅子使用者も利用可能な腰掛便座を設け、着座や立ち上がり等のための手すりを設置して、便房扉は外開き戸又は引き戸等とする。

手すり

◎和洋式を問わず、全ての便房にL型手すりなどの使用しやすい手すりを設置する。

呼出しボタン

- ◎非常用の呼出しボタンには、点字による表示を行う。
- ◎非常用の呼出しボタンの配置はJIS S 0026に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。
- ◎便座及び車椅子に座った状態から、手の届く位置に設ける。また、床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置にも設ける。

→資料編 P2-14 参照

洗面・水栓金具

- ◎水栓金具はレバー式、光感知式等簡単に操作できるものとする。
- ◎車椅子使用者が利用できるよう洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。
- ◎吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置（手前縁から30cm程度）に設ける。
- ◎鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm以上の高さで設置する。
- ◎1以上の洗面器には、杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。
- ◎手すりを設けた洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。
- ◎子ども等の利用の際に吐水口まで手が届きやすいよう、高さ55cm程度、奥行き45cm以内、洗面台の端部から吐水口まで30cm以内の洗面器も設ける。

→【図 8.7】参照

→【図 8.7】参照

→【図 8.7】参照

設備・備品等

◎小便器や洗面器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設ける。

その他の注意事項

- ◎一般用便所は、車椅子使用者用便房に近接した位置に設ける。
- ◎高齢者、障がい者等が外出や社会活動に参加するためには、高齢者、障がい者等が利用しやすい便所が設けられていることが重要であるため、特に高齢者、障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）については、一般便所の中にも、車椅子で使える最小限の寸法の便房（簡易型車椅子使用者用便房）を設ける。
- ◎高齢者・障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）では、車椅子使用者用便房の利用頻度が高い。したがって、一般用便所に腰掛式大便器、若干広めの便房、便房内の手すりや、入りやすいドア形式等の要件を備えた便房を整備することにより、一般便房の利用が困難な高齢者・障がい者の円滑な車椅子使用者用便房利用を図ることができる。
- ※高齢者・障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）には、高齢者・障がい者等の日常的な利用が多く見込まれる施設（建物）と、一時的に不特定多数が利用する施設とがある。
- ※高齢者・障がい者等の日常的な利用が多く見込まれる施設（建物）とは、公共的施設、主たる利用者（職員を含む）が高齢者・障がい者等である社会福祉施設、医療施設であり、一時的に不特定多数が利用する施設には、公衆便所、集会所、飲食店、物販店、ホテル等、劇場・映画館等、展示場、体育館等がある。
- ◎便所・便房の出入口位置を知らせるための視覚障がい者誘導用ブロックを適切に配置するとともに、音声や点字により男女別位置等を案内する。
- ◎洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。
- ◎洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。
- ◎使用中の標示は分かりやすい位置に設ける。
- ◎案内板等に、便所の位置及び男女の別を表示するとともに、点字等による表示を行う。

→資料編 P2-14 参照

◆ソフト面の工夫

- ◎「車椅子使用者用便房しか利用できない人がいるため、車椅子使用者用便房の利用に当たっては優先される人がいる」ということについて、使用ルールの明示や普及啓発等を行う。
- ※記載例
「一般トイレを利用できる方が、車椅子使用者対応トイレを長時間利用することは控えましょう。」

《ニーズと対応した便所・便房と設備の組み合わせ※1 (●：遵守基準、○整備基準、◎望ましい整備)》

区分	車椅子使用者用便房			オストメイト対応	乳幼児対応	男女共用
	十分な空間の確保	介助用ベッド付き	出入口幅			
2,000 m ² 以上の建築物	● 直径 180cm の内接円、 かつ便房の内法 200cm 以上×200cm 以上 ※2・3	◎ ※2	●85cm 以上 ○85cm 以上 ◎90cm 以上	●○	●○	◎
2,000 m ² 未満の建築物	● 直径 150cm の内接円、 かつ便房の内法 200cm 以上×200cm 以上 ※2・3・4	◎ ※2	●85cm 以上 ○85cm 以上 ◎90cm 以上	●○	●○	◎
200 m ² 未満の建築物 (小規模建築物の基準)	● 便房の内法 200cm 以上×200cm 以上 ※2・4・5	—	●80cm 以上 ○85cm 以上	○	○	—

- ※1 視覚・知的・発達障がい者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。また、男女共用便所・便房が整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。
- ※2 車椅子使用者用便房のうち1以上。
- ※3 ライニング等（洗面器の背後にある配管収納等）は、内法寸法に含めないことを原則とする。
- ※4 建築物の延べ床面積の合計が 1,000 m²以下の施設で構造上やむを得ない場合等：便房の内法 130cm×200cm（直進及び側方進入）又は、150cm 以上×180cm（側方進入）以上の簡易型車椅子使用者用便房を確保する。
- ※5 既存建築物の改修等の構造上やむを得ない場合は、内法 120cm×220cm 以上（側方進入）、又は、内法 100cm×180cm 以上（直進進入）のものを設置する。

【解説8.1】 不特定多数の者等が利用する便所*¹の設置基準

《遵守》 不特定多数の者等*²が利用する階の数以上設置。

《整備》 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障がい者等が利用する階の数以上設置。

* 1 不特定多数の者等が利用する便所とは…

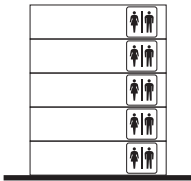

《遵守基準》 → 「不特定多数利用便所」

●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

《整備基準》 → 「(1)に規定する便所」

○不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

* 2 努力基準においては「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等」

	ケース 1 (標準的な場合)	ケース 2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の 設置イメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が 利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が 利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

【解説8.2】 便所の数の考え方について

① 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置されている場合、
男子用と女子用の1組で1箇所とする。

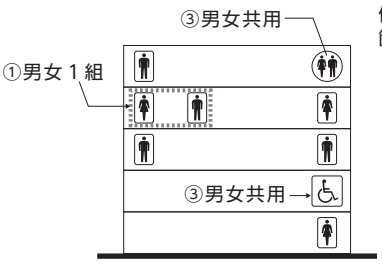
※ 同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所と考える。

② 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみが設置されている場合、
当該便所ごとに1箇所とする。

※ 男女1組に加え、男子用または女子用の便所を設ける場合は2箇所とする。

※ 同一階に男子用又は女子用のいずれか一方の便所のみを複数設ける場合、
当該便所ごとに1箇所とする。

③ 男子用及び女子用の区別
を設けず、共用便所とし
て設置されている場合、
当該便所ごとに1箇所と
する。

不特定多数の者等*が 利用する便所の 設置イメージ		便所の 箇所数
		2 2 2 1 1
不特定多数の者等が 利用する便所の箇所数	8 (内訳：男女1、男子3、女子2、共用2)	

【解説8.3】 不特定多数の者等が利用する階から除外する階

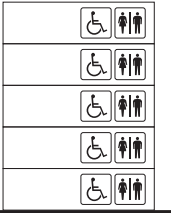
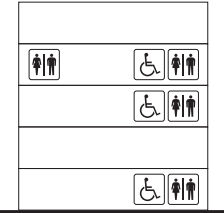
- ① 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつ
その階の出入口付近（近接）にある階。
- ② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階。
- ③ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階。
- ④ ②、③のほか、管理運営上やむを得ない階。

	ケース1 (①の場合)	ケース2 (②③の場合)	ケース3 (④の場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の 設置イメージ	<p>※便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする</p>	<p>※ATM・駐車場のみ</p>	<p>※商業施設の1階部分で施設の管理運営上設置が困難</p>
階数	5	5	5
不特定多数の者等が 利用する階の数 (A)	5	5	5
除外する階の数 (B)	1	2	1
不特定多数の者等が 利用する便所の必要設置数 (A)-(B)の数	4以上	3以上	4以上


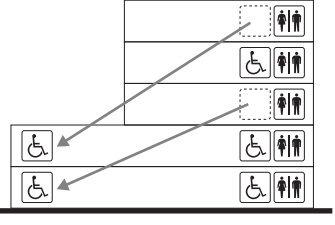
【解説8.4】 車椅子使用者用便房の設置基準

《遵守》 不特定多数の者等が利用する便所(解説8.1参照)を設ける階ごとに1以上設置。
ただし、以下の場合は除く。

- ① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近(近接)にある場合。
- ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合。
- ③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が 10,000㎡を超える階(大規模階) の場合。(解説8.5参照)
- ④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が 1,000㎡未満の階(小規模階) の場合。(解説8.6参照)

	ケース1	ケース2 (便所がない階がある場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ		
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	3
車椅子使用者用便房の必要設置数	5以上	3以上

* ケース2の4階のように、「不特定多数の者等が利用する便所」が同じフロアに複数箇所設置されていても、車椅子使用者用便房は1箇所以上の設置で足りる。

	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ	 ※サービスエリアなど	
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	2	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	2以上	5以上

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合

- ・男子用、女子用をそれぞれ1箇所ずつ設ける必要がある。
- ・ただし、男子用(又は女子用)のみの不特定多数の者等が利用する便所が設置されている階においては、男子用(又は女子用)の車椅子使用者用便房のみの設置で足りる。

【解説8.5】 車椅子使用者用便所の設置基準

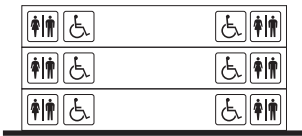

(10,000㎡を超える階（大規模階）の場合)

《遵守》 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が

10,000㎡を超え、40,000㎡以下の場合 → 2 か所

40,000㎡を超える場合 → 床面積×1/20,000（1未満は切り上げ）

なお、当該階に設ける不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が上記面積から算定した箇所数よりも少ない場合、不特定多数の者等が利用する便所の箇所数とする。

	ケース 1 (30,000㎡/階 の場合)	ケース 2 (70,000㎡/階 の場合)
車椅子使用者用便所の設置イメージ		
各階の床面積から算定する車椅子使用者用便所の必要設置数 (A)	40,000㎡以下のため 2	$70,000\text{㎡} \times 1/20,000 = 3.5$ (1未満切り上げ) ⇒ 4以上
当該階の不特定多数の者等が利用する便所設置数 (B)	2	《1階・2階》 3 ↓ 《3階》 5
当該階に設ける車椅子使用者用便所の必要設置数 ((A)と(B)の少ない方の数)	2以上	3以上 4以上

【解説8.6】 車椅子使用者用便所の設置基準（1,000㎡未満の階（小規模階）の場合）

《遵守》 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が

1,000㎡未満の場合 → 床面積×1/1,000（1未満は切り捨て）

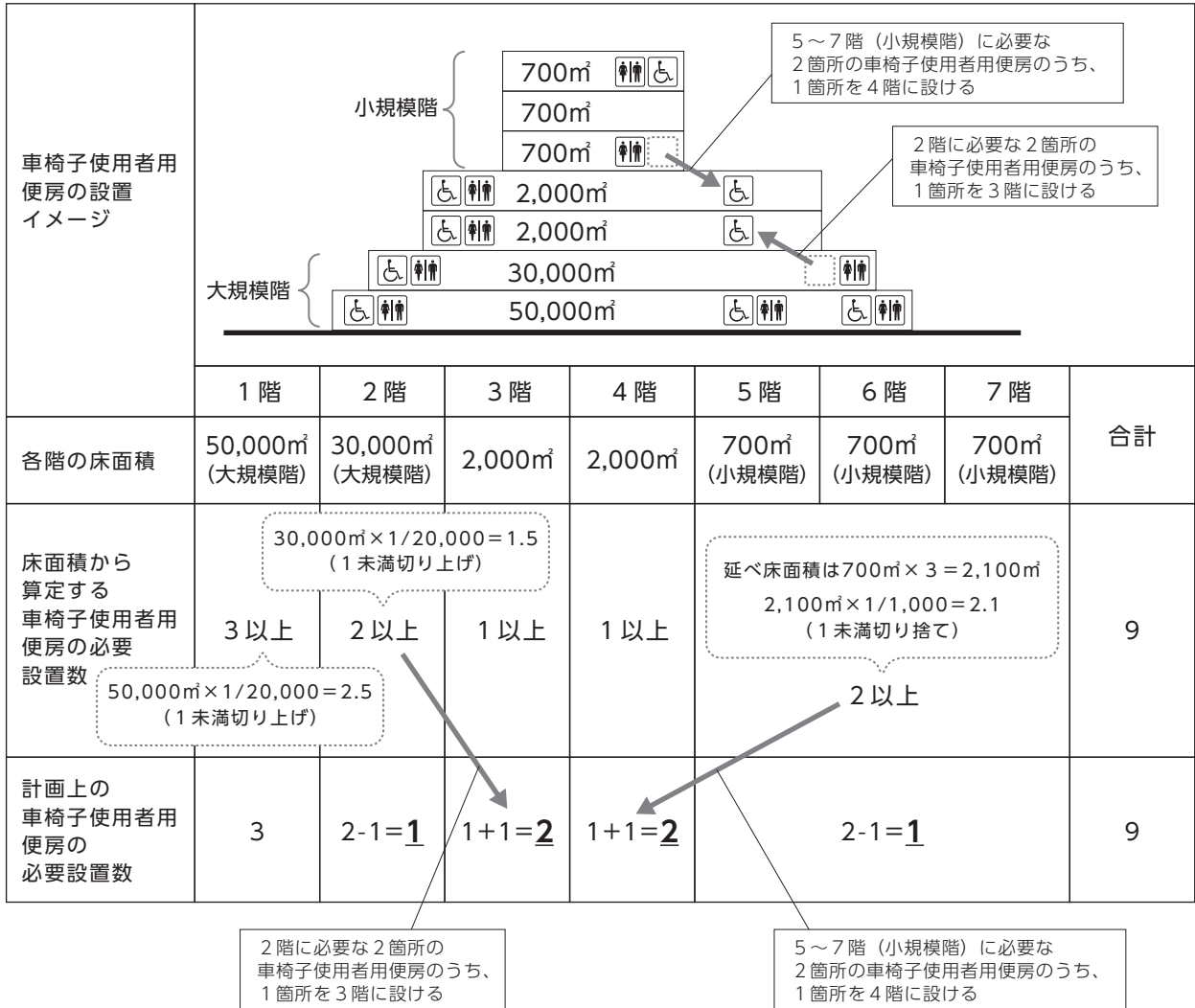
なお、上記の面積から算定した箇所数よりも小規模階における便所設置階数（不特定多数の者等が利用する便所が設置されている階数）が少ない場合、便所設置階の数とする。

	ケース1 (480㎡/階の場合)	ケース2 (700㎡/階の場合)	ケース3 (960㎡/階の場合)
車椅子使用者用便所の設置イメージ			
不特定多数の者等が利用する部分の床面積	2,400㎡	3,500㎡	4,800㎡
床面積から算定する車椅子使用者用便所の必要設置数 (A)	$2,400\text{㎡} \times 1/1,000 = 2.4$ (1未満切り捨て) ⇒ 2以上	$3,500\text{㎡} \times 1/1,000 = 3.5$ (1未満切り捨て) ⇒ 3以上	$4,800\text{㎡} \times 1/1,000 = 4.8$ (1未満切り捨て) ⇒ 4以上
不特定多数の者等が利用する便所設置数 (B)	5	5	5
車椅子使用者用便所の必要設置数 ((A)と(B)の少ない方の数)	2以上	3以上	4以上

	ケース4 (700㎡/階の場合)	ケース5 (400㎡/階の場合)	ケース6 (400㎡/階の場合)	ケース7 (300㎡/階の場合)
車椅子使用者用便所の設置イメージ				
不特定多数の者等が利用する部分の床面積	2,800㎡	1,200㎡	800㎡	300㎡
床面積から算定する車椅子使用者用便所の必要設置数 (A)	$2,800\text{㎡} \times 1/1,000 = 2.8$ (1未満切り捨て) ⇒ 2以上	$1,200\text{㎡} \times 1/1,000 = 1.2$ (1未満切り捨て) ⇒ 1以上	$800\text{㎡} \times 1/1,000 = 0.8$ (1未満切り捨て) ※ただし、床面積に関係なく、最低1以上必要 ⇒ 1以上	$300\text{㎡} \times 1/1,000 = 0.3$ (1未満切り捨て) ※ただし、床面積に関係なく、最低1以上必要 ⇒ 1以上
不特定多数の者等が利用する便所設置数 (B)	3	3*	2	1
車椅子使用者用便所の必要設置数 ((A)と(B)の少ない方の数)	2以上	1以上	1以上	1以上

*不特定多数の者等が利用する便所が1階と2階、3階に設置されているため。

【解説8.7】 1,000㎡未満の階（小規模階）と、10,000㎡を超える階（大規模階）が混在する場合の車椅子使用者用便所の設置例



【解説8.8】 車椅子使用者用便房に係る移動等円滑化経路等

	ケース1	ケース2	ケース3
車椅子使用者用便房の設置イメージ			
エレベーター等の設置	必要	必要	必要

	ケース4	ケース5
車椅子使用者用便房の設置イメージ		
エレベーター等の設置	不要	必要

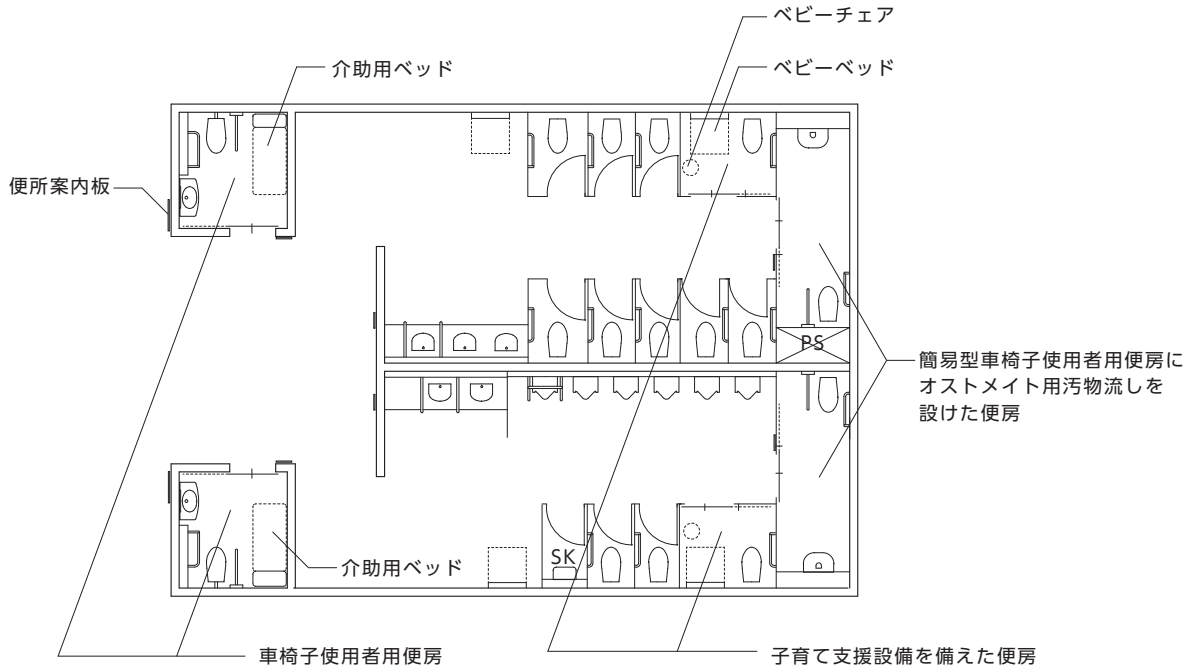
- 居 利用居室(等)
- 道等から利用居室(等)までの移動等円滑化経路等
- 利用居室(等)から車椅子使用者用便房までの移動等円滑化経路等
- エレベーター等の設置が必要な上下移動に係る部分

《 参 考 図 》

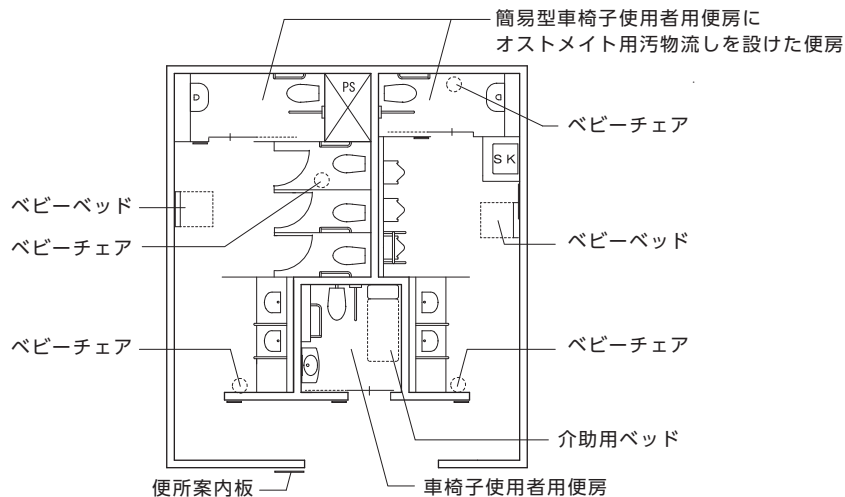
【図8.1】 機能分散に配慮した便所の配置例

(1) 車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流し及び子育て支援設備を設けた各便房を分散して設置した例

■多数の車椅子使用者を見込み、複数の車椅子使用者用便房と簡易型車椅子使用者用便房を設置した例



■ベビーベッドを便房の外におき、便房数を確保した例



■便房設備の表示例

- ・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。
- ・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。

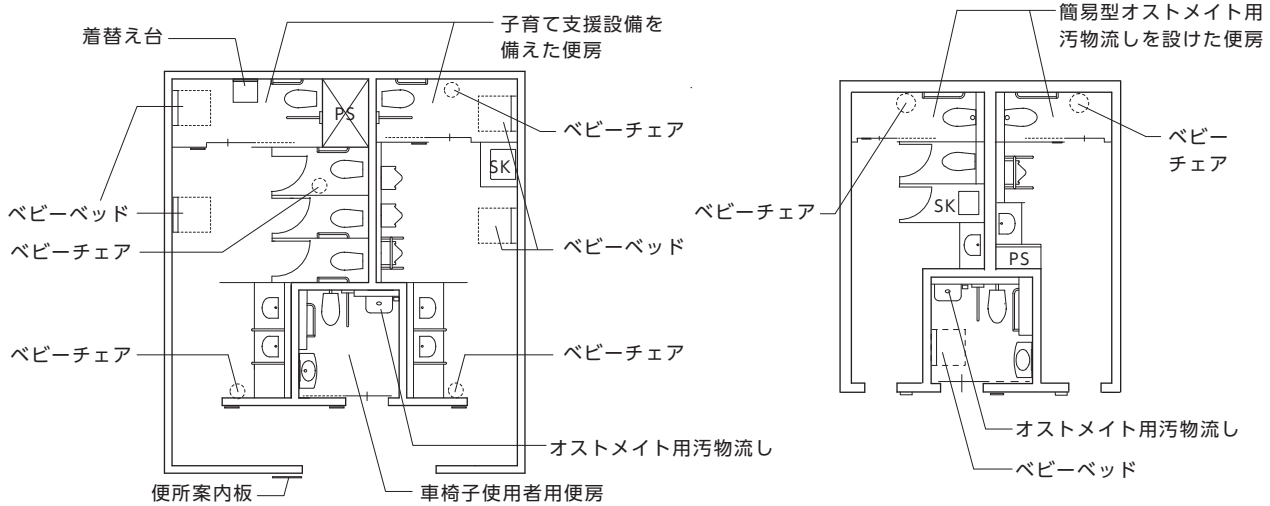


《 参 考 図 》

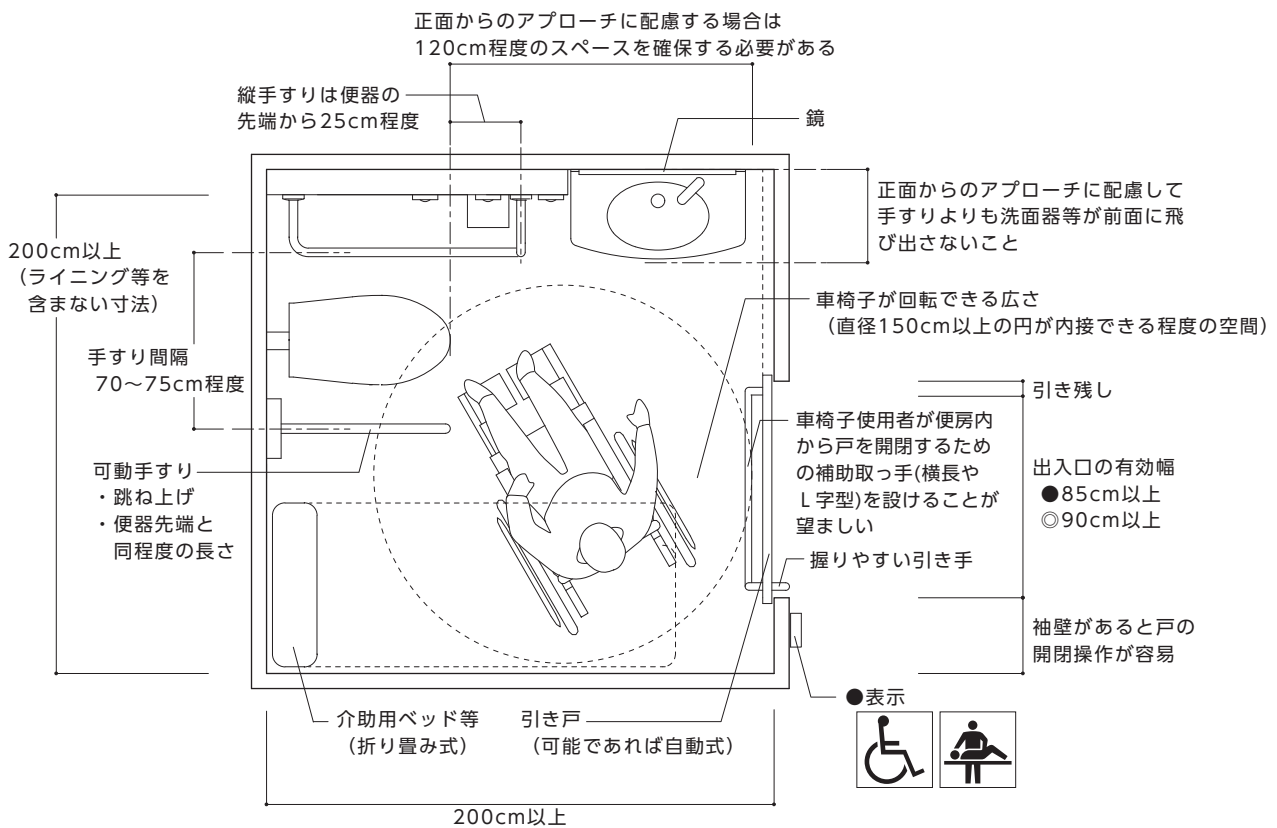
(2) 全ての機能を分散して配置することが困難である場合で、車椅子使用者用便房に追加して、施設の利用者を考慮した個別の機能を持った便房や簡易型便房を設置した例

■車椅子使用者用便房と別に子育て支援設備を設けた便房を設置した例（乳幼児連れの利用者が見込まれる施設では利用集中を避ける）

■車椅子使用者用便房と別に簡易オストメイト設備を設けた便房を設置した例



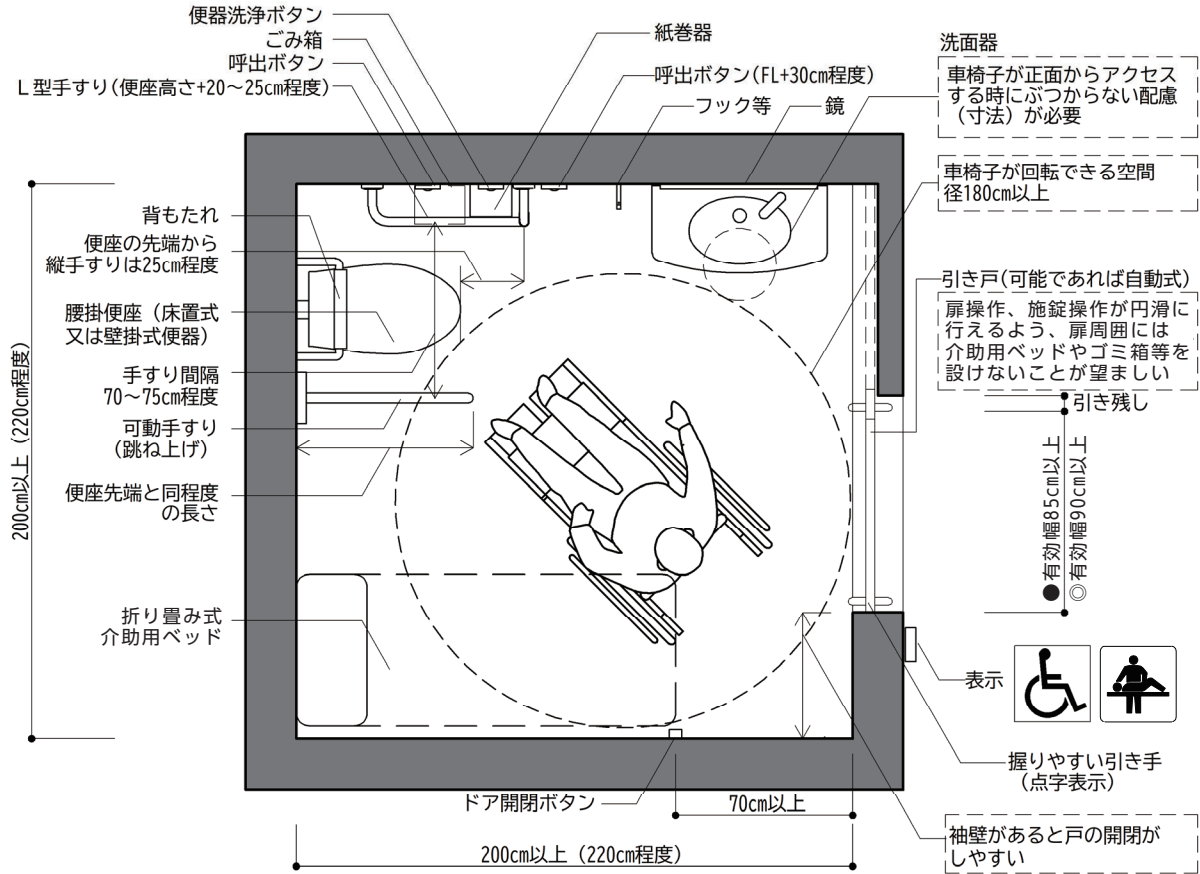
【図8.2】 車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）



※介助用ベッド：折り畳み式介助用ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。また、次使用する人のために折り畳んでから退室するよう注意喚起を行う。

《 参 考 図 》

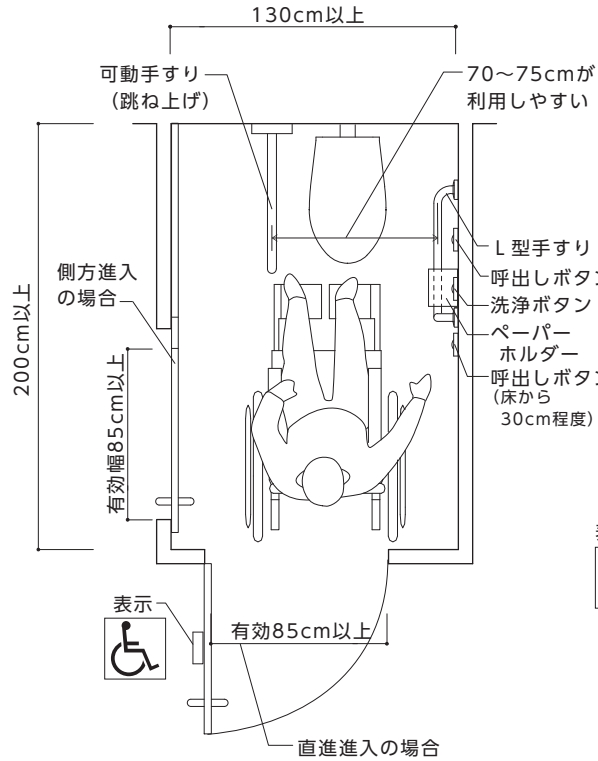
【図8.3】床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、
又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合に
設ける車椅子使用者用便房の例



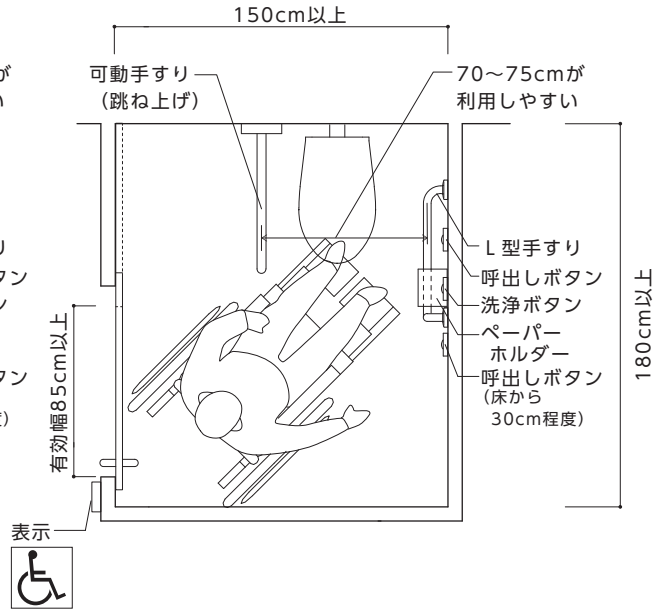
《 参 考 図 》

【図8.4】 簡易型車椅子使用者用便房の例

■直進又は側方進入の場合

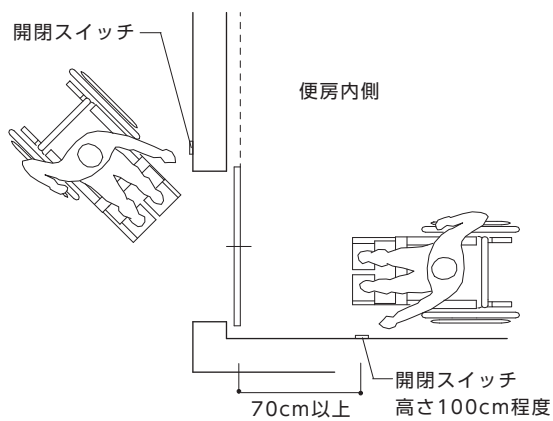


■側方進入の場合

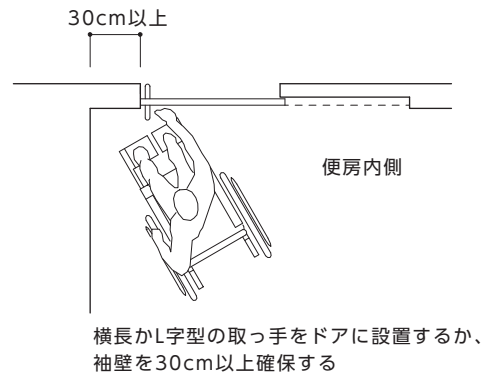


【図8.5】 開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

■自動ドア（引き戸）の場合

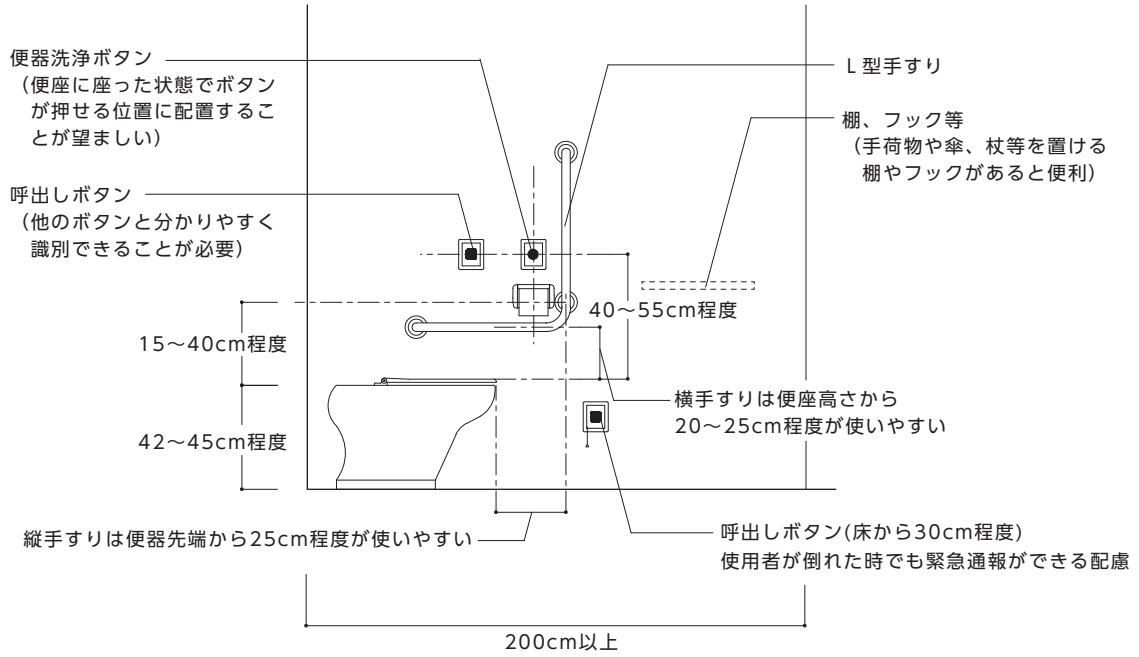


■手動ドア（引き戸）の場合



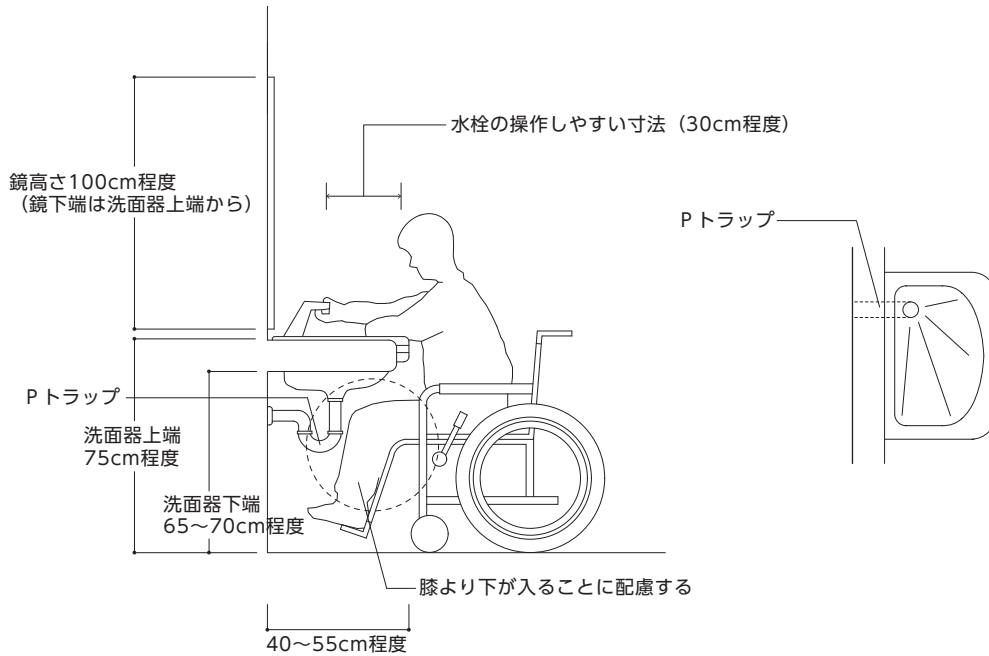
《 参 考 図 》

【図8.6】 ボタンの配置例



※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

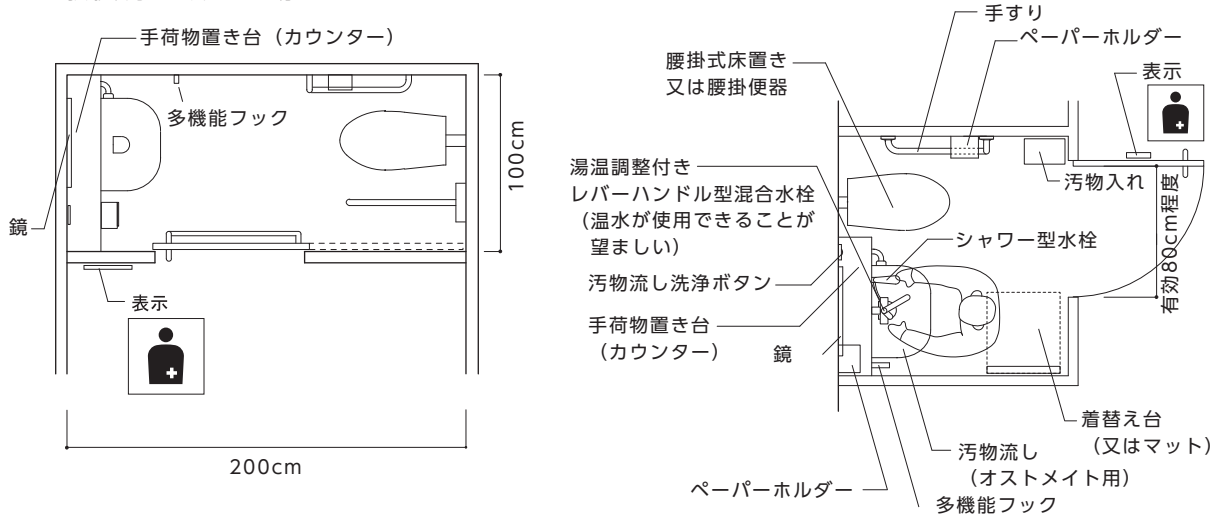
【図8.7】 車椅子使用者が利用しやすい洗面台



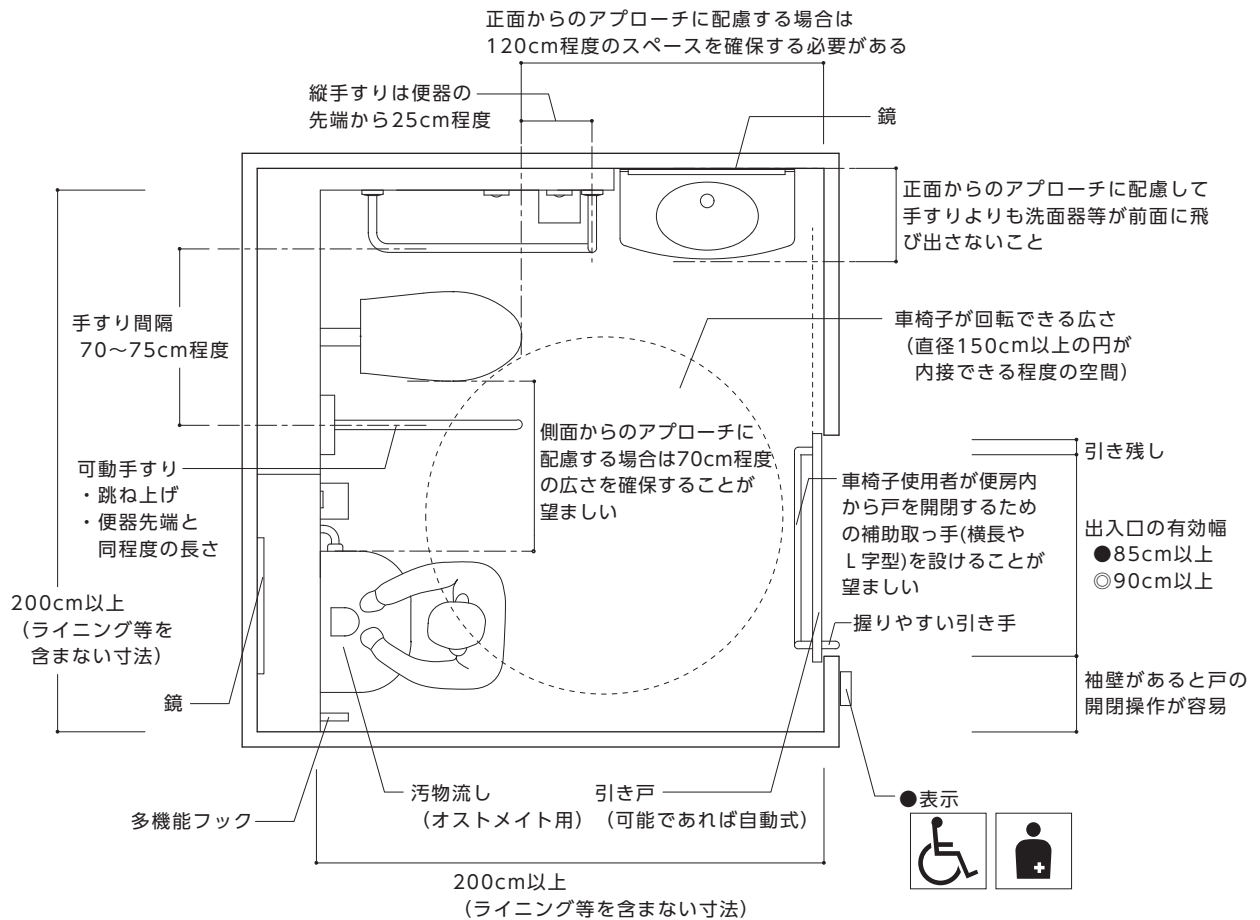
《 参 考 図 》

【図8.8】 オストメイト用汚物流しを設けた例

■一般便房に設けた場合

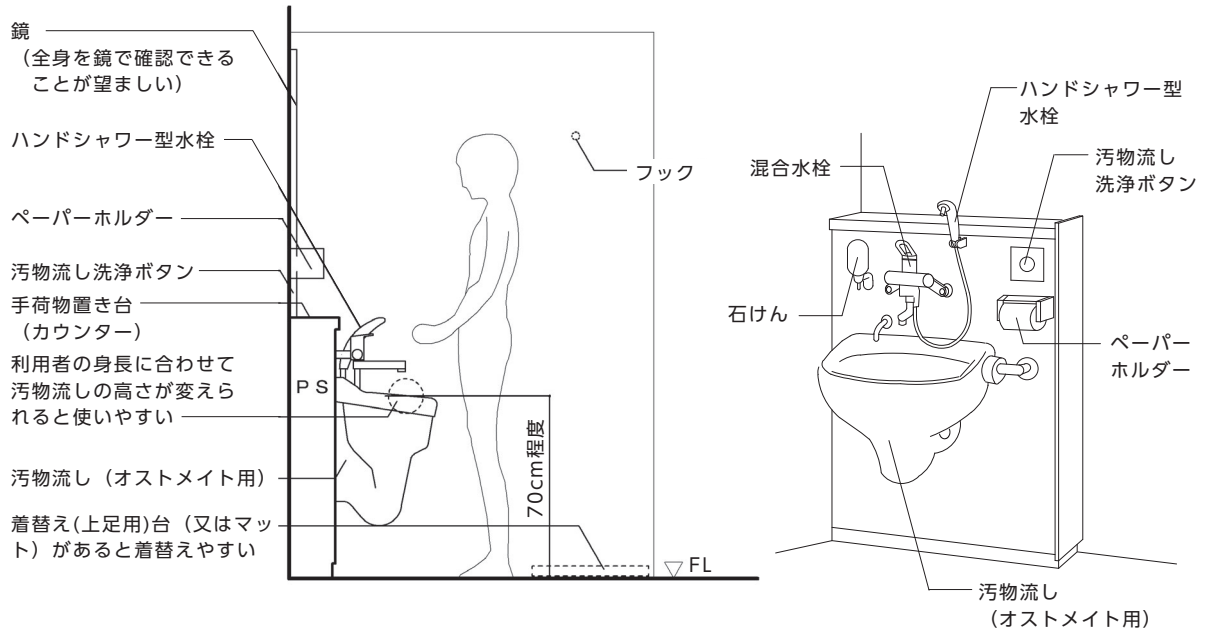


■車椅子使用者用便房に設けた場合

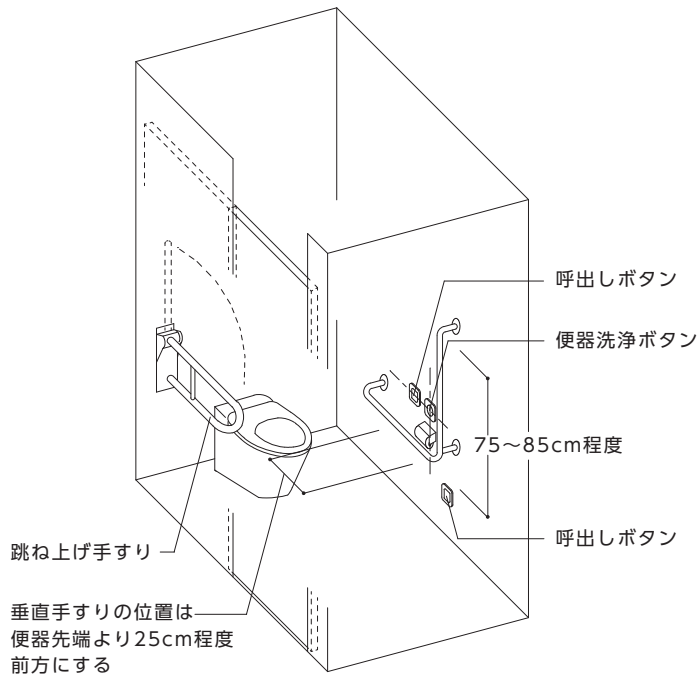


《 参 考 図 》

【図8.9】 オストメイト用汚物流しの例



【図8.10】 大便器の手すりの例

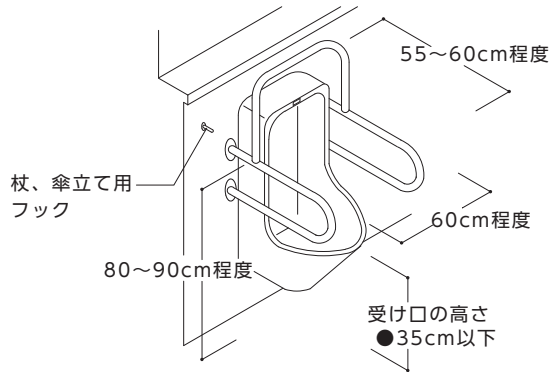
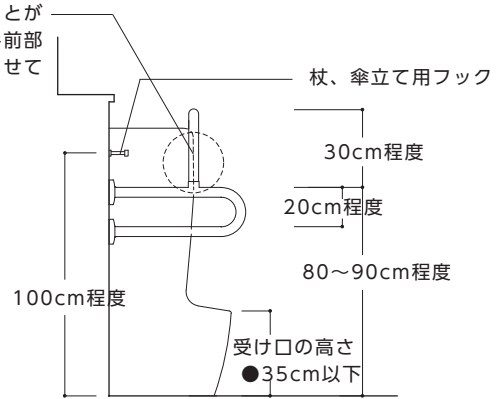
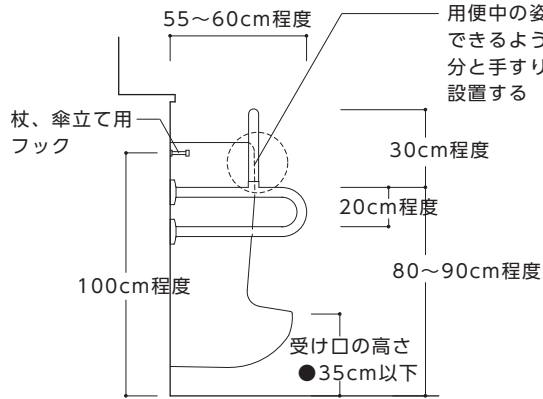


《 参 考 図 》

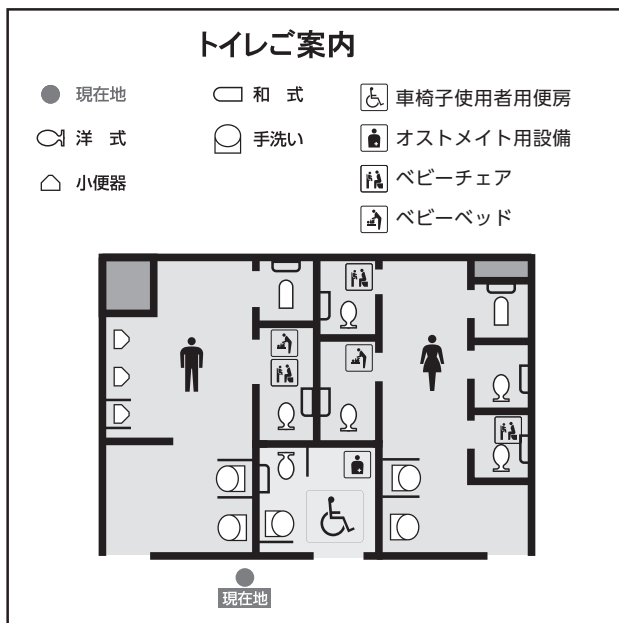
【図8.11】 小便器の手すりの例

■ 壁掛式低受け口

■ 床置き式ストール



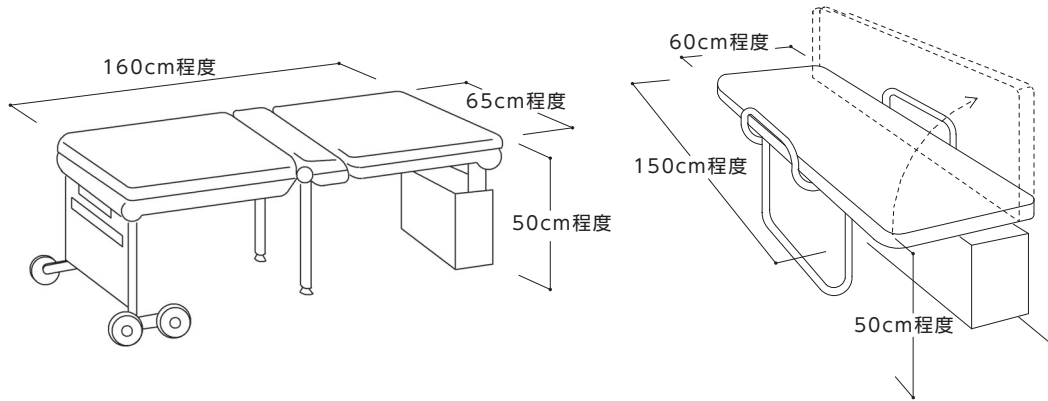
【図8.12】 視覚障がい者に配慮した便所の案内板の例



・ 触知案内図はJIS T 0922 に準じる。

《 参 考 図 》

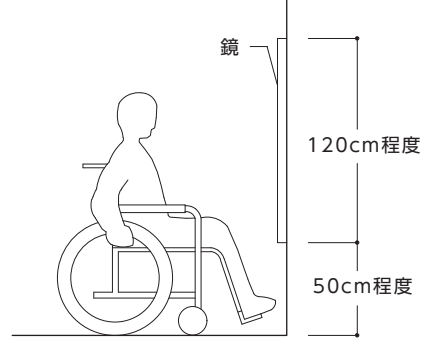
【図8.13】 折り畳み式介助用ベッドの例（幼児～大人まで：折り畳み収納型）



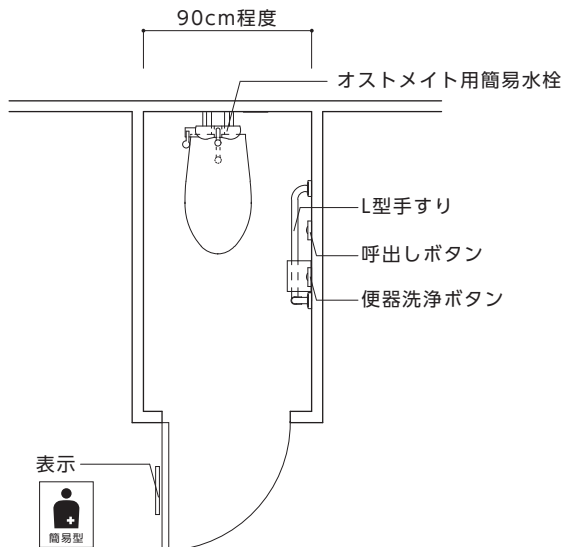
【写真8.1】 背もたれ



【図8.14】 便房内の身づくろい用鏡の高さの例



【図8.15】 オストメイト用簡易水栓を設けた例

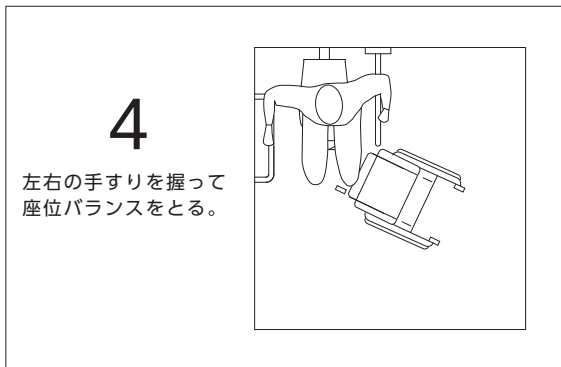
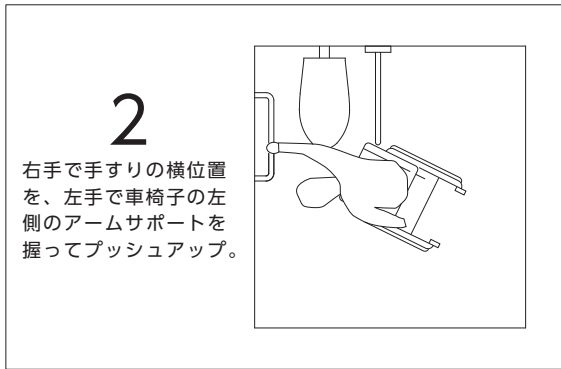


《 参 考 図 》

【図8.16】 車椅子による便器へのアプローチの例

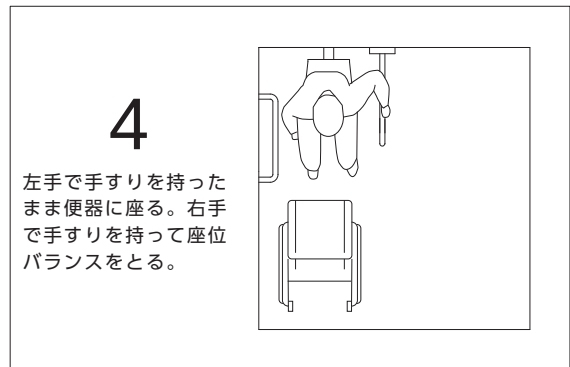
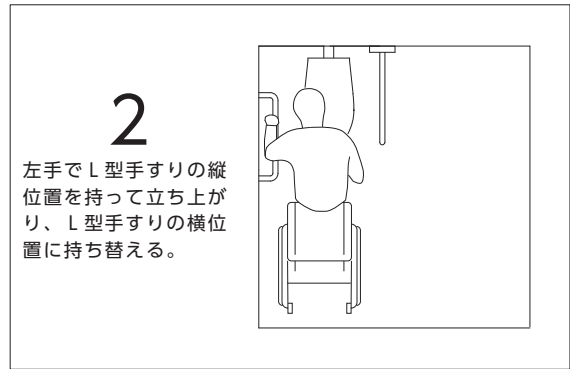
■便器へ斜めからアプローチする例

(腕の力だけで身体を支えることができる人の場合の一例)



■便器へ正面からアプローチする例

(多少、足に体重をかけることができる人の場合の一例)



10 宿泊施設の客室

●基本的考え方●

宿泊機能を持つ施設においては、車椅子使用者、視覚障がい者などに配慮した客室を設けるとともに、それ以外の客室についても段差解消など高齢者、障がい者等の利用に配慮したものとする。

整備基準	
遵守基準	
(1) 宿泊施設には、車椅子使用者用客室を全客室の1/50(1室未満の端数は、切上げとする。)以上設けなければならない。	(1) 同左
(2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。	(2) 同左
ア 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者用便房が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。	ア 便所は、次に掲げるものであること。
—	(ア) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
(ア) 便所内に、次に掲げる構造の便房を設けること。	(イ) 同左
a 腰掛便器、手すり等が適切に配置されていること。	a 同左
b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	b 同左
(イ) アの(ア)に掲げる便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。	(ウ) アの(イ)に掲げる便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
a 幅は、80cm以上とすること。	a 同左
b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	b 同左
イ 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する次に掲げる要件に該当する浴室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。	イ 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する次に掲げる要件に該当する浴室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。
—	(ア) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
(ア) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造であること。	(イ) 同左
a 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	a 同左
b 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。	b 同左
(イ) 出入口は、アの(イ)に掲げるものであること。	(ウ) 出入口は、アの(ウ)に掲げるものであること。

<p>(3) 一般客室は、次に掲げるものでなければならない。</p>	<p>(3) ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が 1,000m²以上の施設の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分はこの限りでない。</p>
<p>ア 宿泊者特定経路を 1 以上確保すること。</p>	<p>—</p>
<p>イ 一般客室(和室部分を除く。ウ及びエにおいて同じ。)の出入口の幅は、80cm 以上とすること。</p>	<p>ア 一般客室の出入口の幅は、80cm 以上とすること。</p>
<p>ウ 一般客室内の 1 以上の便所及び 1 以上の浴室等の出入口の幅は、75cm (一般客室の床面積(和室及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。オにおいて同じ。)が 15 m²未満の場合にあっては、70cm) 以上とすること。</p>	<p>イ 一般客室内の 1 以上の便所及び 1 以上の浴室等の出入口の幅は、75cm (一般客室の床面積(和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室内の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。エにおいて同じ。)が 15 m²未満の場合にあっては、70cm) 以上とすること。</p>
<p>エ 一般客室内(同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。)には階段又は段を設けないこと。ただし、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める部分を除く。</p>	<p>ウ 同左</p>
<p>(ア) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分</p>	<p>(ア) 同左</p>
<p>(イ) 勾配が、1/12 以下である傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分</p>	<p>(イ) 同左</p>
<p>(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分</p>	<p>(ウ) 同左</p>
<p>オ ウの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の 1 以上の出入口及びこれに接する通路その他これらに類するもの)の幅は、100cm (一般客室の床面積が 15 m²未満の場合にあっては、80cm) 以上とすること。</p>	<p>エ イの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の 1 以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100cm (一般客室の床面積が 15 m²未満の場合にあっては、80cm) 以上とすること。</p>
<p>カ 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、ア中「宿泊者特定経路」とあるのは「当該ホテル又は旅館の車寄せ及び障がい者用駐車区画から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。</p>	<p>—</p>
<p>キ 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等若しくはその一部又は 1 の項〔移動等円滑化経路等〕(1) アに規定する経路若しくはその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、ア及びカの規定は適用しない。</p>	<p>—</p>

<p>(構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浴室等は、車椅子使用者が回転できる広さ（直径 150cm 以上の円が内接できる程度の空間）又はそれとほぼ同様の動作が可能な広さを確保する。 ●浴槽のわきに、車椅子から乗り移ることができ、浴槽に滑りながら移動できるような移乗台を設ける。移乗台の高さは 40～45cm 程度とし、高さ及び奥行きは、浴槽と同寸法とする。（〔9 浴室又はシャワー室〕参照。） ●〔9 浴室又はシャワー室〕の整備基準の解説「ア 設備」を準用する。 <p>(出入口の有効幅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用客室に設けられる浴室等の出入口の有効幅は、80cm 以上とする。 <p>(戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●〔9 浴室又はシャワー室〕の整備基準の解説「ウ 出入口」の「戸」を準用する。 	
<p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通行の支障となる段差を設けないこと。 ●車椅子使用者の通路となる部分に、通行の支障となるものを設置しないこと。 ●毛足の長いじゅうたんなどを使用することは避ける。 ●車椅子からの移乗のしやすさや横になりたいときにすぐ利用できるなどの観点から、ベッド使用を基本とし、高さは、車椅子の座面の高さ（40～45cm）程度とする。 ●ベッドの側面には、車椅子使用者の寄り付きに配慮して 80cm 以上のスペースを確保する。 ●コンセント、スイッチ、収納棚などは、車椅子使用者の使用に適する高さ及び位置とする。 	<p>→【図 10.3】参照</p> <p>→〔27 コンセント・スイッチ類〕参照</p>

◆一般客室

<p>定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般客室とは、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（車椅子使用者用客室）以外の各客室である。 <p>(3) 対象となる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 4 号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業の施設を除くホテル又は旅館 <p>ア 宿泊者特定経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道等及び障がい者用駐車区画から車椅子使用者用客室以外の一般客室までの経路には、階段又は段を設けない。 ●宿泊者特定経路上にある傾斜路、エレベーター及び特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、各整備項目の宿泊者特定経路の整備基準に適合させる。 ●敷地内の通路が地形の特性により宿泊者特定経路として整備できない場合は、当該ホテル又は旅館の車寄せ及び障がい者用駐車区画から一般客室までの経路を宿泊者特定経路として整備する。 ●宿泊者特定経路が移動等円滑化経路等と重複する場合は、宿泊者特定経路の基準は適用せず、移動等円滑化経路等として整備する。 <p>イ 客室の出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がい者等が利用できるよう一般客室（和室部分を除く）の出入口の有効幅は 80cm 以上とする。 	<p>→〔5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路〕、〔6 エレベーター及びその乗降ロビー〕、〔7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機〕参照</p>
---	---

ウ・オ 便所及び浴室等の出入口等

- 客室の床面積が 15 ㎡以上の場合（和室部分等を除く）は、電動車椅子を含む車椅子が直角に曲がって便所及び浴室内に入れるよう、1 以上の便所及び 1 以上の浴室等の出入口の有効幅は 75cm 以上、出入口に接する通路の幅は 100cm 以上とする。
- 客室の床面積が 15 ㎡未満の場合（和室部分等を除く）は、高齢者や障がい者等の利用に配慮し、1 以上の便所及び 1 以上の浴室等の出入口の有効幅は 70cm 以上、出入口に接する通路の幅は 80cm 以上とする。
- 客室の床面積が 15 ㎡以上の場合（和室部分等を除く）において、便所及び浴室等の出入口に接して脱衣室や洗面室等がある場合には、電動車椅子を含む車椅子が円滑に便所及び浴室内を利用できるよう、脱衣室や洗面室等の出入口の 1 以上を有効幅 100cm 以上、これに接する通路を幅 100cm 以上とする。ただし、直角に曲がることなく便所及び浴室等に到達できる場合は、この限りではない。
- 客室の床面積が 15 ㎡未満の場合（和室部分等を除く）において、便所及び浴室等の出入口に接して脱衣室や洗面室等がある場合には、高齢者や障がい者等の利用に配慮し、脱衣室や洗面室等の出入口の 1 以上を有効幅 80cm 以上、これに接する通路を幅 80cm 以上とする。ただし、直角に曲がることなく便所及び浴室等に到達できる場合は、この限りではない。

段差

- 客室内に階段又は段を設けない。ただし、同一客室内において複数の階がある場合、勾配 1/12 を超えず幅 70cm 以上の傾斜路を併設する場合又は浴室の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合は、この限りでない。

■望ましい整備

◆車椅子利用者用客室

客室の出入口

（有効幅）

- ◎客室出入口の有効幅は、90cm 以上とする。
- ◎客室出入口の前後には、戸の開閉が容易にできるようなスペースを確保する。

（戸）

- ◎ドアスコープは、一般客室と同じ高さのほかに、床面から 100～120cm 程度の車椅子使用者が見やすい高さに設ける。又は、ドアの外部を確認するモニターを設けるよう配慮する。
- ◎客室出入口の戸が内開き戸や引き戸の場合には、戸の取っ手側に、袖壁の幅 45cm 程度以上の接近スペースを設ける。

ベッド周辺

- ◎ベッド廻り、入口廻りには、車椅子で移動・回転できる空間（直径 150cm 以上）を確保する。（下部において車椅子のフットサポートが通過できるスペースが確保されていればその部分も算入可）
- ◎介助者を考慮してベッドは 2 以上設置する。
- ◎ベッドの下は、車椅子のフットサポートが入るようにする。
- ◎ベッドボードについては、高さはマットレス上面より 30cm 以上とし、ベッド上で寄りかかりやすい形状とする。
- ◎ベッドサイドキャビネットの高さは、マットレス上面より 10cm 程度高くする。

<p>構造</p> <p>(家具及び仕上げ)</p> <p>◎ベッド脇のテーブルには、車椅子のフットサポート等の先端がぶつからないスペースを設ける。それ以外のテーブルには、車椅子使用者の膝下部分がぶつからないスペースを設ける。</p> <p>(窓及びガラス戸)</p> <p>◎ベランダに通じる出入口がある場合は、車椅子使用者等が利用できるよう、幅（85cm 以上）や段差等について配慮する。</p> <p>◎窓やカーテン等は、車椅子使用者も開閉できるよう床面から 110cm 程度の高さで操作できるようにする。</p> <p>(便所)</p> <p>◎車椅子使用者が腰掛便座等に移乗しやすいように、幅 80cm 以上×奥行き 120cm 以上のスペースを設ける。</p>	
<p>既存客室の改善・改修</p> <p>◎客室内に車椅子の回転スペース等を確保したり、車椅子使用者が円滑に利用できる便所・浴室を設置するためには、一定の客室の広さが必要であるが、1 室では客室面積が不足する場合には、例えば 2 つの客室の間仕切り壁を撤去して 1 室とし、室の間取りを変更する。</p> <p>◎既存客室より便所・浴室の床が高い等の場合には、改善・改修によって車椅子使用者用客室内にスロープ等を設置し客室全体の床を高くして、便所・浴室等の床高さと合わせることや、便所・浴室の出入口手前にスロープを設ける。</p>	
<p>その他の注意事項</p> <p>◎車椅子使用者用客室を設ける場合は、エレベーターからできるだけ近い位置に設ける。</p>	

◆一般客室

<p>空間の確保</p> <p>◎客室内には、車椅子で移動・回転できる空間（直径 150cm 以上）を確保する。（下部において車椅子のフットサポートが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も算入可）</p> <p>◎ベッドの側面には、車椅子使用者の寄付きに配慮して 80cm 以上のスペースを確保する。</p> <p>◎便所及び浴室等の出入口の有効幅は 80cm 以上とする。</p>	
<p>便所</p> <p>◎車椅子使用者が腰掛便座等に移乗しやすいように、幅 80cm 以上×奥行き 120 cm 以上のスペースを設ける。</p>	
<p>浴室等</p> <p>◎全ての部屋をバスタブ付きの浴室とするのではなく、シャワー室の客室も整備し、多様なニーズに応えられるようにすることが望ましい。</p>	

◆その他の注意事項

◎全ての客室を車椅子利用者用客室の基準に適合させる。

客室の出入口

(表示)

◎客室出入口の戸には、高齢者・障がい者等が分かりやすいよう部屋番号、室名等を表示する。この場合、視覚障がい者への対応として、点字と浮き彫り文字による表示を併用する。

◎客室出入口には、取っ手側の壁面又は出入口の戸の高さ 140cm 程度の位置に室名（部屋番号等）を点字で表示する。

◎客室出入口左右の手すりの一定の位置に、室名（部屋番号等）の墨字と点字を表示する。

(戸)

◎ドアの内側には、大きな文字で色にコントラストを付けた、避難情報及び避難経路の表示サインを低い位置に掲示する。また、漢字以外に平仮名や外国語を併記するとともに、図記号を使用するなど、高齢者や障がい者等に分かりやすく表示する。

◎ドアにはレバータイプやプッシュプルハンドル等の操作しやすいハンドルを取り付ける。

◎戸の開閉動作は、開き戸より引き戸の方が開閉しやすいことにも配慮する。その際は車椅子利用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けないこと。

◎ドアクローザーは、軽い力で動きを停止でき、開閉速度が調整できるものとする。

◎視覚障がい者等に配慮し、客室の鍵は、分かりやすく操作しやすいものとする。

→【図 10.10】参照

ベッド周辺

◎客室内にテレビを設置する場合には、字幕放送の表示が可能なものとする。

◎照明、緊急通報ボタン及び電話機は、ベッドの上からでも操作できるものとする。

◎非常灯は、枕元から手の届く位置に設置する。

構造（スイッチ及び操作パネル類）

◎スタンド・ランプのスイッチは分かりやすい場所に設け、誰でも操作しやすい構造のものとする。また、スイッチ類を遠隔操作できるリモコンを設置する。

改善・改修の工夫

◎一般客室の改善・改修に当たっては、一人でも多くの高齢者、障がい者等が利用できるように環境を整えることが重要である。また、改善・改修での対応が著しく困難な場合には、備品の貸出しや人的対応などソフト面での対応の充実を図ることも重要となる。

◎限られた空間で必要なスペースを確保できるよう、室の間取りの変更等に加え、家具の配置を変える。

◎便房・浴室等の出入口の段差解消や必要なスペースを確保するためには、ユニットバスの交換や戸の形式を引き戸や外開き戸とする等の方法も検討する。

◆ソフト面の工夫

- ◎視覚に障がいのある人が客室を1人で使用する場合は、スタッフが客室内の家具の位置や館内における施設の位置情報、緊急時の避難方法を案内時に説明する。
- ◎客室内の聴覚障がい者への連絡を円滑に行えるよう、点滅や振動等によって伝える室内信号装置（ドアノック音等を受信する装置）や通信機器等の貸出し、携帯電話等のメールによる各種情報の配信等を行う。
- ◎補助犬ユーザーがホテルを利用する場合、補助犬の種類を確認した上で、排泄場所、受入れの方法等を宿泊者に説明する。
- ◎車椅子使用者や聴覚障がい者、視覚障がい者等が一般客室に宿泊する際には、緊急時・災害時等の情報伝達や誘導、救助等を速やかに行える位置の客室に案内する。また、障がい者等が宿泊する客室の位置について、スタッフが十分に把握する。
- ◎シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障がい者が手で触れて区別することのできるものを設ける。
- ◎障がい者等が車椅子使用者用客室等を円滑に利用できるよう、次の情報についてホームページ等により事前の情報提供を行う。
 - ・車椅子使用者用客室等の有無及び客室の概要
 - ・備品等の貸出しの有無
 - ・出入口（客室、浴室、便所）の幅や客室内の通路等の寸法
 - ・客室内の設備、備品の配置や大きさ等が分かる平面図及び写真
 - ・客室や施設全体のバリアフリー状況等の情報
 - ・室内の設備の使用方法
 - ・スタッフによる対応の内容及び受付方法
 - ・最寄駅等からのバリアフリー経路情報

→〔28 緊急時の設備・施設〕参照

車椅子使用者用客室（利用居室のため移動等円滑化経路として整備する）

《一般基準》

	遵守基準	整備基準	望ましい整備	整備項目
出入口の幅	85cm 以上	85cm 以上	90cm 以上	2 出入口 10 宿泊施設の客室
便所・浴室シャワー室等の出入口の幅	80cm 以上	80cm 以上	—	10 宿泊施設の客室

車椅子使用者用客室以外の一般客室

《一般基準》

		遵守基準	整備基準	望ましい整備	整備項目
段差		客室内に階段又は段を設けない。	客室内に階段又は段を設けない。	—	10 宿泊施設の客室
1以上の便所及び浴室等の出入口の幅	客室面積 15㎡未満	70cm 以上	70cm 以上	80cm 以上	10 宿泊施設の客室
	客室面積 15㎡以上	75cm 以上	75cm 以上		
1以上の便所及び浴室等前の通路幅	客室面積 15㎡未満	80cm 以上	80cm 以上	—	10 宿泊施設の客室
	客室面積 15㎡以上	100cm 以上	100cm 以上		
客室の出入口幅		80cm 以上	80cm 以上	90cm 以上	10 宿泊施設の客室

●基本的考え方●

出入口から容易に到達でき、かつサイトライン（可視線）に配慮した位置に車椅子使用者が利用できるスペース及び高齢者、障がい者等用の設備を配慮したスペースを設ける。

整備基準	
遵守基準	
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。
(1) ア(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上のイ(ア)から(ウ)までに掲げる基準に適合する車椅子使用者用部分を設けなければならない。	(1) 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしてア(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上のイ(ア)から(エ)までに掲げる基準に適合する場所を設けなければならない。
ア 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。	ア 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数は、次に掲げるものとする。
(ア) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100以下の場合 2	(ア) 同左
(イ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100を超え、200以下の場合 当該座席の数に1/50を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）	(イ) 同左
(ウ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合 当該座席の数に1/100を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数	(ウ) 同左
イ 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。	イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、次に掲げるものとする。
(ア) 1席当たり、間口90cm以上、奥行き140cm以上（水平部分）とすること。	(ア) 同左
(イ) 床は平らとすること。	(イ) 同左
(ウ) 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。	(ウ) 同左
—	(エ) 同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接して設けること。
—	(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合には、2箇所以上に分散して設けなければならない。
(2) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(3) 同左
(3) 集団補聴設備その他の高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備を設けること。	(4) 同左

■整備基準の解説

位置及び設置数

- 車椅子使用者用観覧席、客席としてのスペース（以下「車椅子使用者のためのスペース」という。）を1以上設ける。
- 車椅子使用者用部分の必要設置数は、【解説 11.1】【解説 11.2】を参照。
- 劇場、映画館等においては、基本的にスクリーン及びステージごとに車椅子使用者用部分の数を設ける。
- 車椅子使用者用部分は舞台などを観覧しやすく、避難上有効な出入口に容易に到達できる位置に設ける。
- 車椅子使用者用部分が他の客席・観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。
- 客席・観覧席の出入口から車椅子使用者のためのスペースへ至る客席内の通路の有効幅員は、120cm以上とし、区間50m以内ごとに140cm角以上の転回スペースを設ける。
- 客席・観覧席の出入口から車椅子使用者のためのスペースまでの通路に高低差がある場合は、傾斜路又はその他の昇降機（段差解消機）を設ける。
- 客席・観覧席の出入口から車椅子使用者用部分へ至る客席内の通路（車椅子使用者用経路）のうち1以上は移動等円滑化経路として整備する。（詳細は移動等円滑化経路の各基準を参照すること）
- 車椅子使用者用部分は、少なくとも同時に2以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして確保する。
- 同伴者ととも観覧ができるよう、同伴者の座席を車椅子使用者用部分に隣接して設ける。
- 座席数が200を超える場合は、2箇所以上に分散して設けること。

→【図 11.1】参照

床

- 車椅子使用者用部分の床は水平とする。
- 滑りにくく、転倒しても衝撃が少ない床素材を使用する。他の材料と同一レベルとなるように敷き込む。
- 特に床面がぬれるおそれがある部分には、仕上げに配慮する。

→【図 11.2】参照

寸法

- 車椅子使用者用部分は1席あたり、間口90cm、奥行き140cm以上（水平部分）とする。

通路

- 車椅子使用者用部分への通路の幅は出入り及び転回しやすいよう配慮する。
- 車椅子使用者のためのスペースに至る経路に高低差が生じる場合には、勾配1/12以下の傾斜路を設け、その旨の表示を行う。

設備

- 聴覚障がい者のための集団補聴設備（赤外線送受信装置、FM送受信装置、ヒアリンググループ（磁気ループ）等）、字幕や文字情報を表示する装置（電子文字標示盤等）、視覚障がい者のための音声装置などの、高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備を設ける。

→【図 11.5】参照

サイトライン

- 車椅子使用者用部分には、前後の観覧席、客席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保する。
- サイトラインは、舞台やスクリーン、競技スペースの形状や位置により異なるので十分に配慮する。
- 車椅子使用者用部分の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮する。
- 建築物の構造等により、車椅子使用者用部分からサイトラインが確保しにくい場合には、車椅子使用者用部分と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保できるよう配慮する。

→【図 11.2】
【図 11.3】参照
→P97-コラム参照

楽屋、控室までの経路

- 楽屋、控室等は利用居室等に該当するため、楽屋、控室等までの経路は移動等円滑化経路等とする。

■望ましい整備

観覧席・客席

- ◎多数の車椅子使用者の観覧に配慮し、固定位置の車椅子使用者用部分のほかに、可動席スペースを設ける。
- ◎車椅子使用者用部分は、車椅子使用者が選択できるよう、2か所以上の異なる位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設ける。
- ◎劇場、映画館等の車椅子使用用部分については、舞台やスクリーンとの距離や見やすさに配慮する。
- ◎~~同伴者ととともに観覧ができるよう、一般用の座席も車椅子使用者用観覧席、客席に隣接して設ける。~~
- ◎~~客席スペースや構造により、車椅子使用者の同伴者席を隣接して設けられない場合には、車椅子使用者用客席・観覧席にできるだけ近い位置に設ける。~~
- ◎同伴者用の座席又はスペースは、車椅子使用者用部分と同じ割合で設ける。
- ◎車椅子使用者用部分を仮設で設ける場合は、仮設の同伴者用の座席又はスペースも設ける。
- ◎車椅子を使用していないが、歩行困難である場合や補助犬ユーザー、長身や横幅が広い等何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席（付加アメニティ座席）を全席数の1%以上設ける。
- ◎~~通常の手すりよりも大きなリクライニング式の車椅子等の利用者にも対応するため、奥行き140cm以上の車椅子使用者用客席・観覧席も設ける。~~
- ◎通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。
- ◎乳幼児連れの利用者、障がい者等の多様な利用者に配慮し、気がねなく観覧できる区画された観覧室又はスペースを設ける。
- ◎一般客席への車椅子使用者の移乗等を想定し、客席や観覧席の近くに車椅子やベビーカーを置くことができるスペースを設ける。

→【図 11.2】
【図 11.4】参照

通路

- ◎観覧席、客席の出入口から車椅子使用者のためのスペースへ至る客席内の通路の有効幅員は120cm以上とし、区間50m以内ごとに150cm角以上の転回スペースを設ける。
- ◎傾斜路の色、形状によっては、平たんに見えて危険なため、傾斜路とそれに接する踊り場等は色等を用いて識別しやすいものとする。
- ◎通路に段を設ける場合は、高齢者や視覚障がい者等が段を認知しやすいよう段鼻と踏み面や蹴上げを識別しやすい明度差とし、また適度な床面照度と視認性を確保する。
- ◎通路に設ける段差は、同一寸法の段差による構成とし十分な寸法の踊り場を確保する。
- ◎壁面に接している通路で段差がある部分については、壁側に手すりを設ける。
- ◎すり鉢式のホール等で壁面がなく、段差がある部分については、できるだけ手すりを設置する。

床

- ◎観覧席、客席の床は水平とし、傾斜させない。

舞台、楽屋等

- ◎観覧席、客席の通路から舞台への通路には段を設けない、又は傾斜路とする。段を設ける場合には、昇降機や階段手すりを設置し、高齢者、障がい者等が支障なく舞台上がれるように配慮する。
- ◎舞台上の手話通訳者や、司会者、解説者等の動作が観覧席、客席から容易に分かるよう、照明や適切なコントラストの背景幕を設けることが望ましい。
- ◎通用口や劇場内の通路から楽屋、控室、舞台等に至る経路は、高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮したものとする。
- ◎楽屋、控室（便所、更衣室、シャワー室を含む。）は、高齢者、障がい者等（車椅子使用者を含む。）の円滑な移動等に配慮したものとする。

音声、画像等による情報提供

- ◎聴覚障がい者等の観劇、観覧等に配慮し、舞台等には、字幕、パソコン要約筆記等の文字情報や手話通訳者の映像を表示するための、スクリーン、電光表示板、ディスプレイ等を配置することが望ましい。
- ◎舞台又は観覧席、客席周囲に、要約筆記用プロジェクター、スクリーン、要約筆記及び字幕作成等作業スペース等を設ける。
- ◎高齢者、視覚障がい者等の観劇、観覧等に配慮し、客席、観覧席には、音声による情報提供設備を設ける。
- ◎楽屋、控室等には非常時の情報や開演、集合時間等の文字情報を表示するディスプレイ等を設ける。
- ◎会議室等においても、移動型のヒアリングループ（磁気ループ）等の高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備を設ける。

案内表示

- ◎観覧席、客席の通路に設ける避難経路や便所位置を示すサイン、図記号は、高齢者、障がい者等に分かりやすいよう、文字の大きさ、色使い、コントラスト、取付位置、照明等に配慮したものとする。
- ◎観覧席、客席の座席番号、行、列や案内表示（避難経路や便所の位置等）等の表示は、分かりやすく読みやすいように大きさ、デザイン、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。
- ◎固定位置に設けた車椅子使用者用部分の床面又は手すり等には、車椅子使用者用の観覧席、客席であることを座席番号と共に表示する。
- ◎避難経路等の重要な案内表示は、上演中等に通路照明が消えることに十分配慮したものとする。

設備	
◎手話通訳スポット設備、OHP 用一部暗設備を設ける。 ◎歩行の安全を図るため、客席、観覧席が暗い場合は、通路にフットライト等を設ける。 ◎上演時間以外は、客席・観覧席の照度を十分確保する。 ◎乳幼児同伴の観覧者に配慮して周囲に気がねなく観覧できる区画された観覧室を設ける。	

◆ソフト面の工夫

◎車椅子利用者等に対応した客席を必要としている人が利用できるよう、当該座席やチケット販売について、施設のホームページで情報提供するとともに、チケット販売の方法についても配慮する。 ◎既存建築物の改善・改修等において、車椅子利用者用部分からのサイトラインが確保できない場合には、前席を空席とする等の運営上の配慮を行う。 ◎集団補聴設備等の高齢者、障がい者の利用に配慮した設備を設ける場合には、必要としている人が利用できるよう、設置の有無や利用等について施設のホームページで事前に利用者に情報提供する。	
---	--

【解説11.1】 車椅子使用者用部分の設置基準

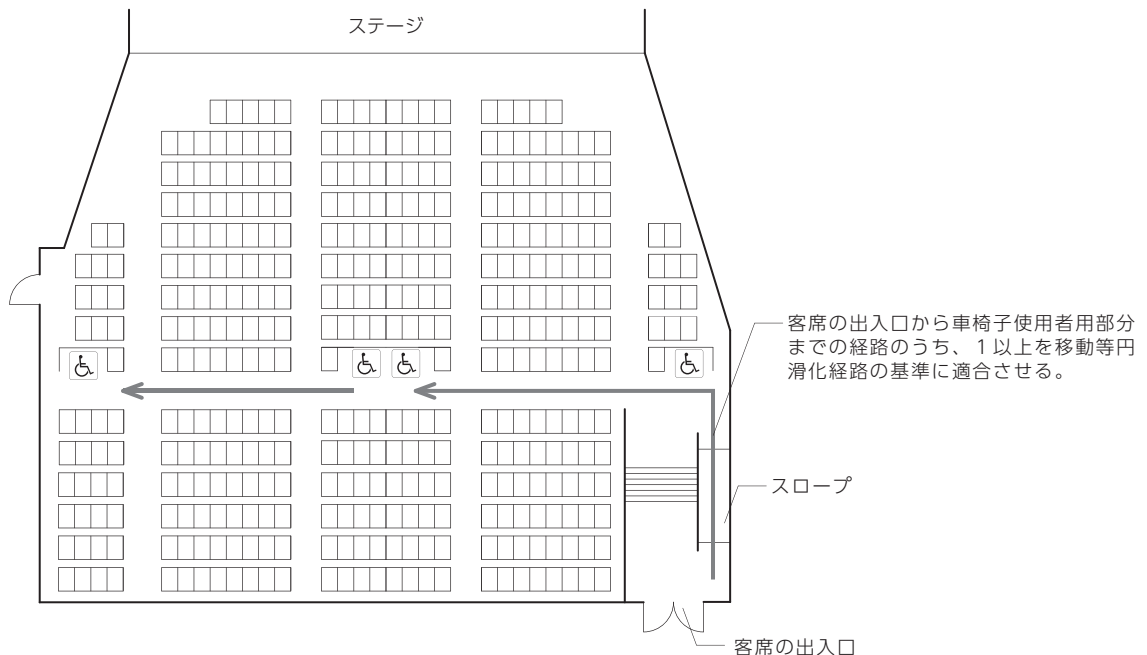
座席の総数	100以下	101～200	201以上
車椅子使用者用部分の箇所数	2以上	座席の総数×1/50 (1未満は切り上げ)	座席の総数×1/100+2 (1未満は切り上げ)

【解説11.2】 複数の客席を設ける場合

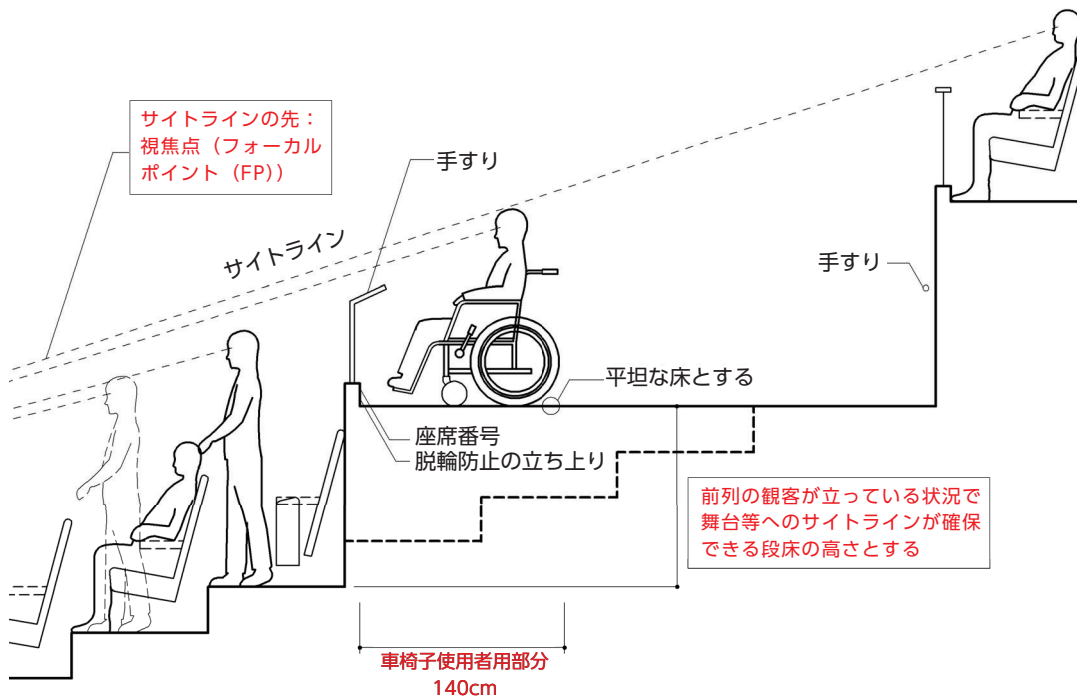
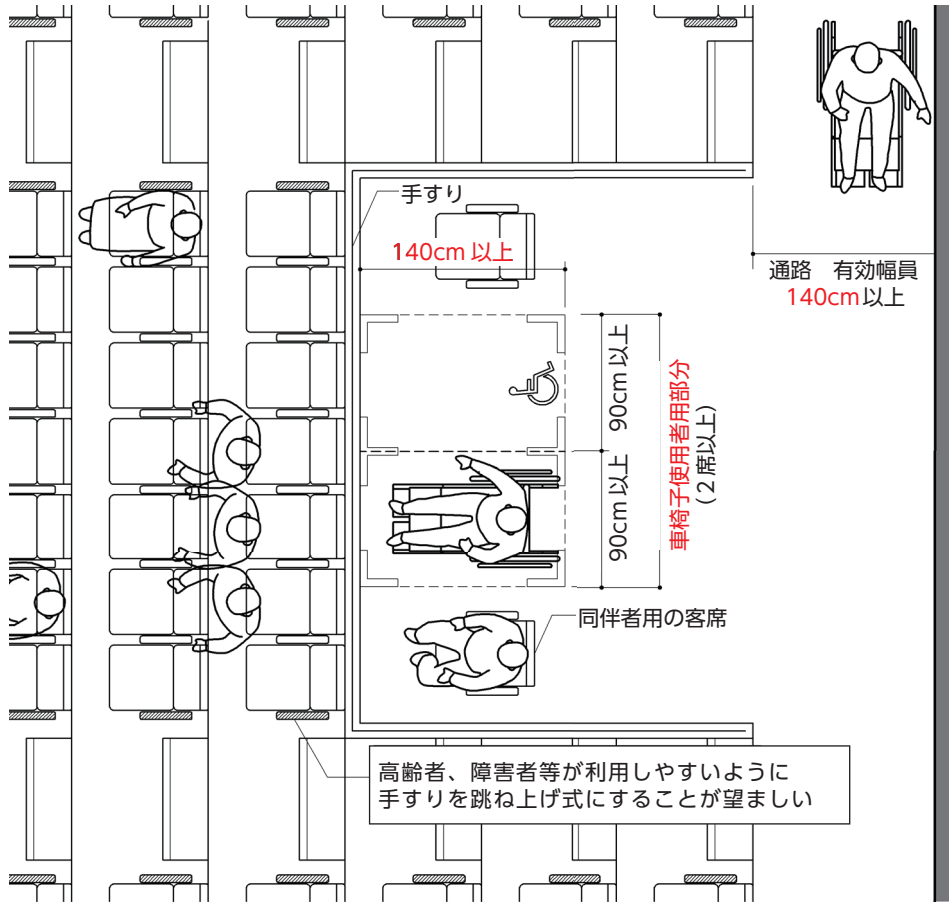
同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。

	ケース1	ケース2
車椅子使用者用部分の設置イメージ		
車椅子使用者用部分の箇所数	客席① (120席の客席) 3箇所以上 客席② (230席の客席) 5箇所以上 客席③ (580席の客席) 8箇所以上	客席① (90席の客席) 2箇所以上 客席② (160席の客席) 4箇所以上 客席③ (880席の客席) 11箇所以上

【図11.1】 車椅子使用者用部分までの経路のイメージ



【図11.2】 観覧席・客席の例

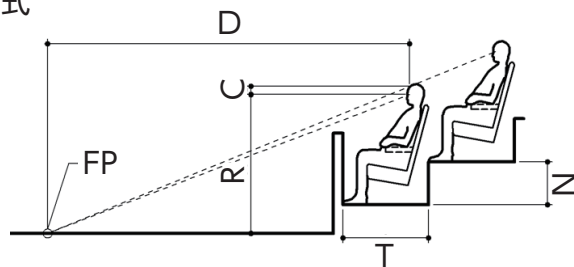


【図11.3】車椅子使用者用客席のサイトライン*¹確保に係るチェック・検証方法の例
《C値（Cバリュー）*²を用いたチェック・検証方法》

- * 1 サイトライン（可視線）とは、劇場等の客席の各々の人が前列の人の頭又は肩を越して視焦点・フォーカルポイント（FP）を見ることのできる視野の限界線のことである。
- * 2 C値（Cバリュー）とは、サイトラインを評価するものであり、観客が視焦点（フォーカルポイント（FP））を視認するときの視線が前列の観客の視点上を通るときの高さの差を示す可変数である。
C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証方法の特徴は、サイトライン確保の状況を定量的に数値化して判断できることである。

(1) C値（Cバリュー）の一般的な方程式

$$C \text{ 値} = \frac{D(N+R)}{D+T} - R$$



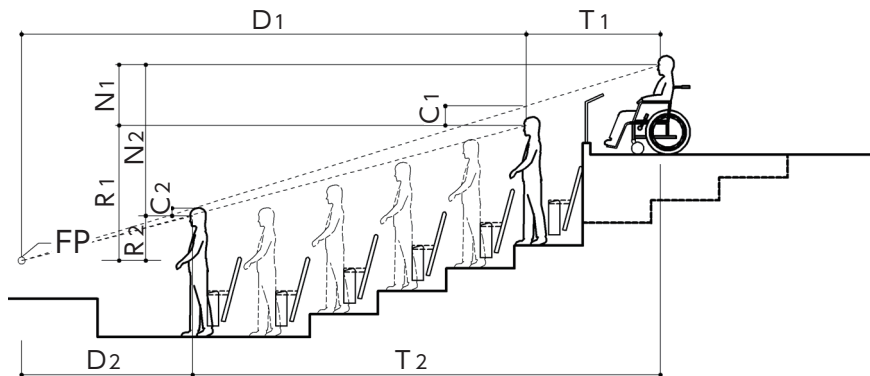
D = 座席の観客からFPまでの水平距離
N = 座席のある列の1段ごとの高さ
R = 座席の観客の目の高さ
T = 座席のある列の奥行き

(2) C値（Cバリュー）の評価の目安

C 値	評価
60mm以上	許容可能な視線
90mm以上	良好な視線
120mm以上	理想的な視線

* ACCESSIBILITY GUIDE OCTOBER 2020 (IPC) (パラリンピック開催のガイドライン) には、「すべての新しいスタジアムやスタンドでは、C値90mm以上で許容可能な観戦基準が得られる。」と記載されている。

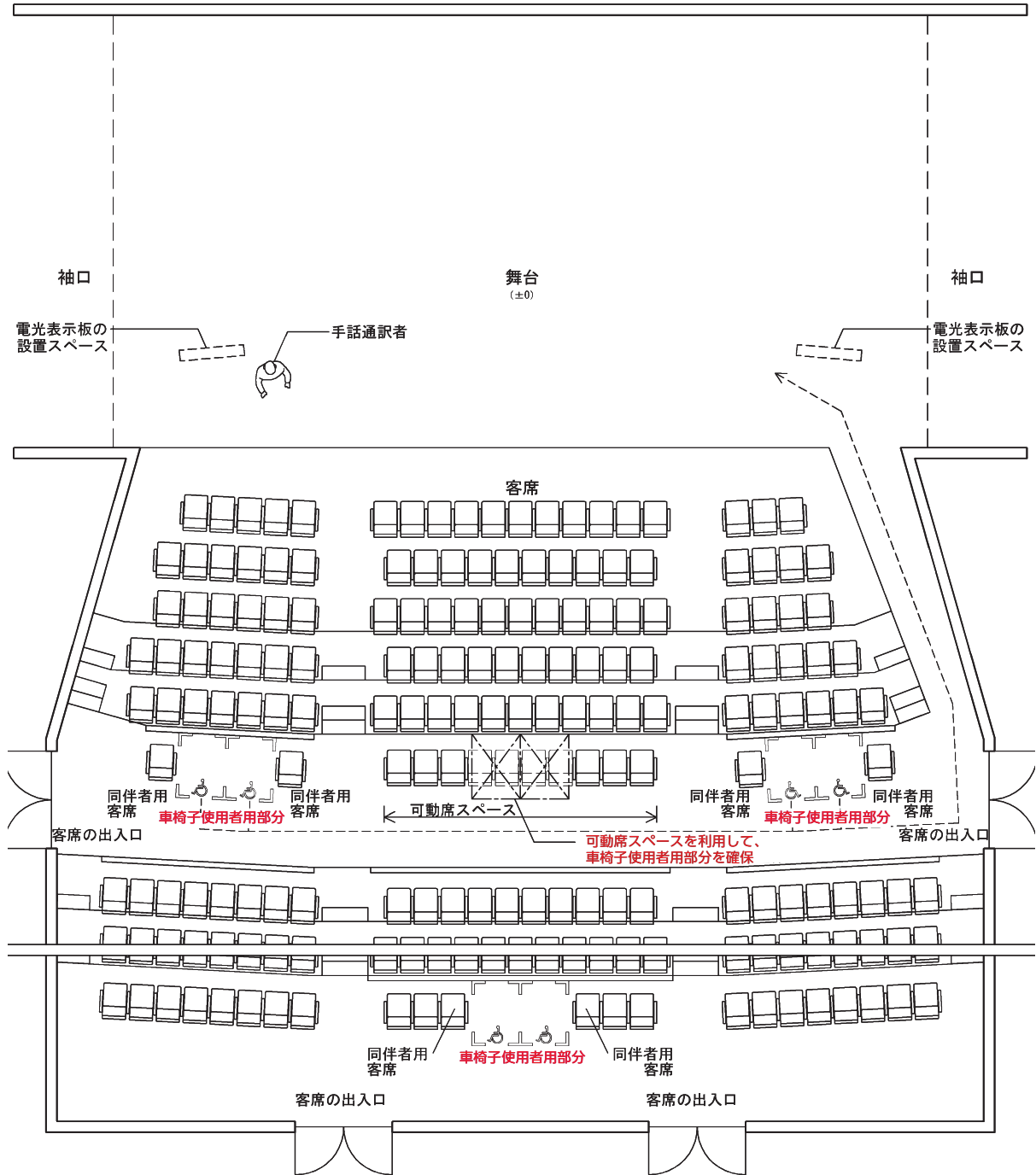
(3) C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証のイメージ



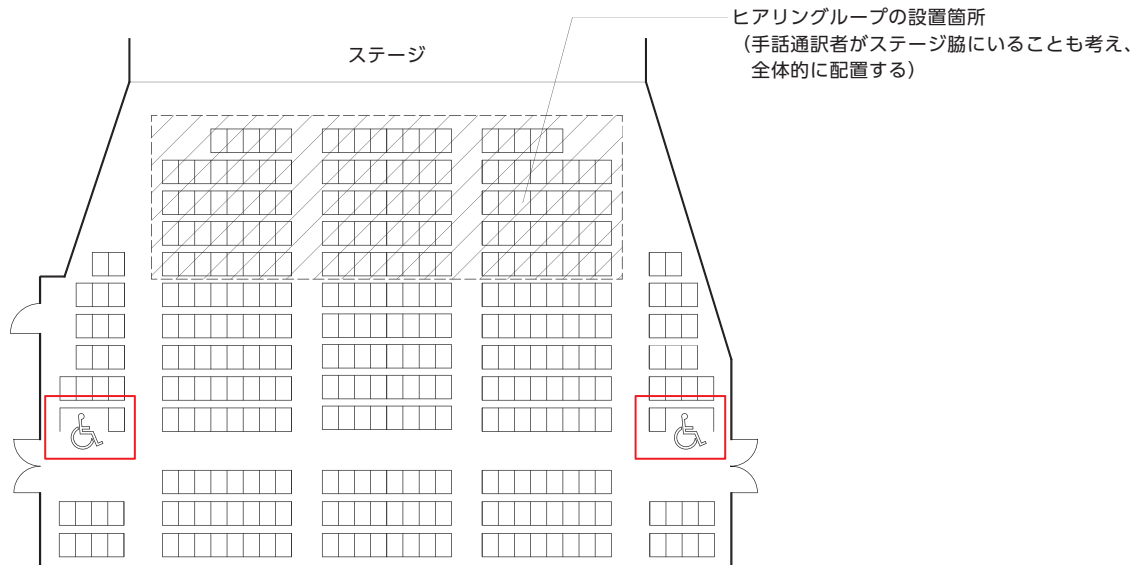
C1 : 直近の座席に対する車椅子使用者用客席のC値
C2 : 最前列の客席に対する車椅子使用者用客席のC値

* その他のチェック・検証方法については、「高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した設計標準（国土交通省 令和7年5月）」を参照

【図11.4】 車椅子使用者用客席の位置



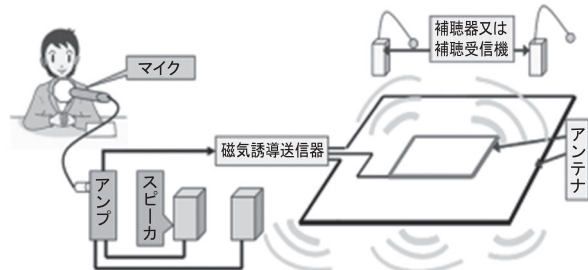
【図11.5】 ヒアリンググループ（磁気ループ） の設置例



ヒアリンググループ（磁気ループ）

聴覚障がい者や聴力の弱い高齢者などで補聴器を使用している方が、広い空間や騒音の多い場所において、音声を正確に聞き取るために聴力を補うための集団補聴設備の一種。ヒアリンググループは、客席の床面等に、音声データから変換された磁気を発生させるワイヤーをループ状に敷設し、ワイヤーから発生された磁気を、ループの内側にある補聴器で受信して音声信号に変えることで、目的の音声を届けることができる設備。

建物施工時に、ワイヤーを床下や天井に埋設・固定する「常設型」と、持ち運び可能な磁気発生アンプと巻き取り式のワイヤーを用いて必要な場所にループを設置できる「移動型」がある。なお、ヒアリンググループ内で音声を聞き取るためには、補聴器をTモードにすることが必要。



サイトライン（可視線）

- ・ サイトライン（可視線）とは、劇場等の客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点（舞台や競技場）を見ることのできる視野の限界線のことである。
- ・ サイトラインは、映画のように観客が着座して鑑賞する場合と、サッカーやコンサートのように観客が立ち上がることが予想される場合で異なるので、十分な検討が必要である。
- ・ サイトライン検討をする際の前列の人の高さの設定にあたっては、日本人男子の平均身長値の最高値を基本とし、さらに履物の高さを加算して算出することが望ましい。
- ・ サイトライン検討をする際の車椅子使用者の眼高の設定にあたっては、女性の車椅子使用者の眼高を基本とすることが望ましい。
- ・ 上記の検討にあたっては、車椅子使用者の様々な人体寸法にも配慮し、眼高がとりわけ低い車椅子使用者のサイトラインも想定した客席・観覧席を配置することが望ましい。
- ・ 既存建築物の改善・改修等において、車椅子使用者用客席・観覧席からのサイトラインが確保できない場合には、前席を空席とする等の運営上の配慮も望まれる。
- ・ 車椅子使用者用客席・観覧席のサイトライン検討にあたっては、人体寸法や車椅子の寸法・形状が様々であることや、車椅子使用者は姿勢を変えたり席を移動したりすることが困難な場合があることにも留意する必要がある。

●基本的考え方●

全ての建築物について、車椅子利用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、建物の出入口やエレベーターホール等に近い障がい者用駐車区画等を設置する必要がある。また、車椅子利用者等、必要としている方が不適正利用などにより駐車できないケースもあるため、各施設管理者がそれに対して十分に配慮をする必要がある。

整備基準

遵守基準

<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場（以下この項において「不特定多数利用駐車場」という。）を設ける場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の障がい者用駐車区画を設けなければならない。</p>	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、それらの駐車場に設ける駐車施設の総数）に1/50を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上の障がい者用駐車区画を設けなければならない。ただし、障がい者が当該駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。</p>
<p>ア 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、それらの不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に1/50を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</p>	—
<p>イ 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数200を超える場合 当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数</p>	—
<p>(2) (1)の規定は、障がい者が不特定多数利用駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。</p>	—
<p>ア 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下(2)において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</p>	<p>ア 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</p>
<p>イ 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合</p>	<p>イ アに規定する駐車場及びアに規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合</p>
<p>(ア) 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</p>	<p>(ア) 当該アに規定する駐車場の出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</p>

<p>(イ) 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあつては、それらの不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける障がい者用駐車区画の数（当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあつては、それらの不特定多数利用駐車場に設ける障がい者用駐車区画の総数）の合計数が、(1)ア及びビに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上であること。</p>	<p>(イ) 当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、それらの駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(イ)において同じ。）及び当該駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場に設ける障がい者用駐車区画（当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、それらの駐車場に設ける障がい者用駐車区画の総数）の合計数が、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数及び当該駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、それらの駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に1/50を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上であること。</p>
<p>ウ 改修を行う場合であつて、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の障がい者用駐車区画を不特定多数利用駐車場に設ける場合</p>	<p>—</p>
<p>(ア) 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数</p>	<p>—</p>
<p>a 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあつては、それらの不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下bにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に1/50を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</p>	<p>—</p>
<p>b 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数 が 200 を超える場合 当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数</p>	<p>—</p>
<p>(イ) 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 1</p>	<p>—</p>
<p>(3) 障がい者用駐車区画は、次に掲げるものでなければならない。</p>	<p>(2) 同左</p>
<p>ア 幅は350cm以上、奥行きは600cm以上とすること。</p>	<p>ア 同左</p>
<p>イ 当該障がい者用駐車区画から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(4)において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>	<p>イ 当該障がい者用駐車区画から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(3)において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
<p>ウ 障がい者用である旨の表示をすること。</p>	<p>ウ 同左</p>

<p>(4) 不特定多数利用駐車場に障がい者用駐車区画を設ける場合には、当該障がい者用駐車区画又はその付近に、当該障がい者用駐車区画から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</p>	<p>(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場に障がい者用駐車区画を設ける場合には、当該障がい者用駐車区画又はその付近に、当該障がい者用駐車区画から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</p>
<p>(5) 駐車場には、入口付近に障がい者用駐車区画を設けている旨の表示をすること。</p>	<p>(4) 同左</p>

■整備基準の解説

<p>(1) 設置数</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者用駐車区画を1以上設置する。 ●障がい者用駐車区画の必要設置数は、【解説 13.1】を参照。 <ul style="list-style-type: none"> —全駐車台数 200 以下の場合：全駐車台数×1/50 以上 —全駐車台数 200 を超える場合：全駐車台数×1/100+2 以上 ●同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、すべての駐車場の駐車台数を合算した数に対して必要な障がい者用駐車区画の数を算定する。 ●建築物の改修の際に駐車施設を増設しない場合、駐車場全体で 1 以上の障がい者用駐車区画を設ける。 	<p>→【図 13.1】参照</p> <p>→【解説 13.2】参照</p>
<p>(2) 機械式駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を設ける場合の、障がい者用駐車区画の必要設置数は、【解説 13.3】を参照。 ●当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（等）までの経路は移動等円滑化経路等となるため、経路上に段差を設けない。 	<p>→【図 13.6】参照</p>
<p>(3) 構造</p> <p>(有効幅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者用駐車区画は、自動車のドアを全開にした状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに、車椅子使用者が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース（幅 140cm 以上）を見込んだものである。 ●リフト付きワゴンなどで後部トランクを利用することも想定した、奥行き 600cm 以上の区画を確保する。 <p>(経路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者用駐車区画から各利用居室（等）までの経路は、移動等円滑化経路等とする。 ●建築物の出入口にできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口付近など）に、障がい者等が利用できる車寄せと駐車スペースを設ける。 	<p>→【図 13.2】参照</p> <p>→【1 移動等円滑化経路等】【図 13.4】参照</p>

<p>(4) 誘導表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ●誘導表示は、当該障がい者用駐車区画から利用居室（等）までの誘導ができるものとし、車椅子使用者にも見やすい位置・高さに設ける。 ●大きめの文字や図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、背景との色の明度、色相及び彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。 ●障がい者用駐車区画は、一般用駐車スペースと区別するため、駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示し、付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。（障がい者用駐車区画付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に配慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。） ●障がい者用駐車区画に、一般の自動車が駐車するのを避けるため、その旨の表示をする。 ●駐車場の進入口には、障がい者用駐車区画が設置されていることが分かるように標識を設けることとし、駐車場の入口から障がい者用駐車区画に至るまでの誘導用の標識を設ける。 	<p>→【図 13.5】参照</p> <p>→【14 標識】参照</p> <p>→【図 13.5】参照</p>
<p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●床面又は地面は、車椅子での移乗に配慮し、できる限り水平にする。 ●障がい者用駐車区画は平置きを原則とする。やむを得ず、機械式駐車場とする場合においても、駐車区画の幅は 350cm 以上確保しなければならない。 	<p>→1/100 程度の水勾配は許容</p> <p>→P110 コラム参照</p>

■望ましい整備

<p>スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎車体スペースの両側に 140cm 以上の乗降用スペースを設ける。 ◎複数台分のスペースを設ける場合は、2 台以上のスペースを並べて設ける。 ◎バンタイプの車椅子利用者対応車両では、後部側ドアの開閉が通常であり、幅員とともに奥行きについても配慮する。 ◎車体後部からスロープ又はリフトの出る福祉車両等に配慮し、奥行き 8 m 以上のスペースを確保する。ただし、奥行き 8 m 以上を確保することが困難な場合には、停車用スペースを別に確保する。 ◎一度に多数の利用が見込まれる施設では、適切な数の駐車区画を整備することが望ましい。 	<p>→【図 13.7】参照</p>
<p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎雨天時の車椅子利用者等の乗降を考慮して、障がい者用駐車区画、障がい者用駐車区画から駐車場へ通ずる出入口への通路、停車用スペースに、屋根又はひさしを設ける。 ◎障がい者用駐車区画等に屋根等を設ける場合は、車椅子用リフト付き車両を想定し、車両高さ 230cm 以上に対応した必要な高さ（梁下高さ等）を確保する。また、建物内に駐車場を設ける場合の天井の高さについても同様とする。 ◎見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設ける。 ◎発券機や精算機等は、立位がとれない利用者や、手や指の不自由な利用者も使えるよう、設置位置や高さ等に配慮する。 	<p>→【図 13.8】参照</p>
<p>表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎「国際シンボルマーク」の塗装表示だけでは、駐車した際に隠れてしまうことから、車椅子使用者等に分かりやすくし、また不適正利用がなされないよう、床面全体を青色などの目立つ色で塗装をする。 	

<p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">◎障がい者だけでなく、妊産婦、乳幼児を連れた者、歩行が困難な高齢者又は療養中若しくはリハビリ中の者が安全かつ円滑に駐車及び乗降できる「思いやり駐車区画」を、建築物の出入口にできるだけ近い位置に障がい者用駐車区画と同数設ける。 →思いやり駐車区画は、幅 250～300cm 程度、長さ 550cm 程度とし、隣接の駐車スペースとの間隔を 80cm 程度確保して白線表示する。◎「思いやり駐車区画」には利用対象者を明示した標識（ヘルプマーク等）を設置する。	
--	--

◆ソフト面の工夫

<ul style="list-style-type: none">◎車椅子使用者が円滑に利用できるよう誘導員や警備員を配置し、車椅子使用者等に対する案内や巡回時の声掛けを行うことや、カラーコーン等を置いて、利用者が来たときに移動するなどの人的対応も有効である。ただし、カラーコーン等を置く場合は、すぐに移動できる人員体制の整備が必要である。◎施設管理者が、利用対象者に対して利用証を発行し、利用の際にダッシュボード上に掲示してもらう。◎館内放送やポスターを掲示することにより、駐車区画を必要としている人への理解を求め、必要のない人の利用を控えるよう呼びかける。◎車体後部からスロープ又はリフトの出る福祉車両等に配慮した奥行き 8 m 以上のスペース等を設ける場合には、施設のホームページ等で情報提供する。	
--	--

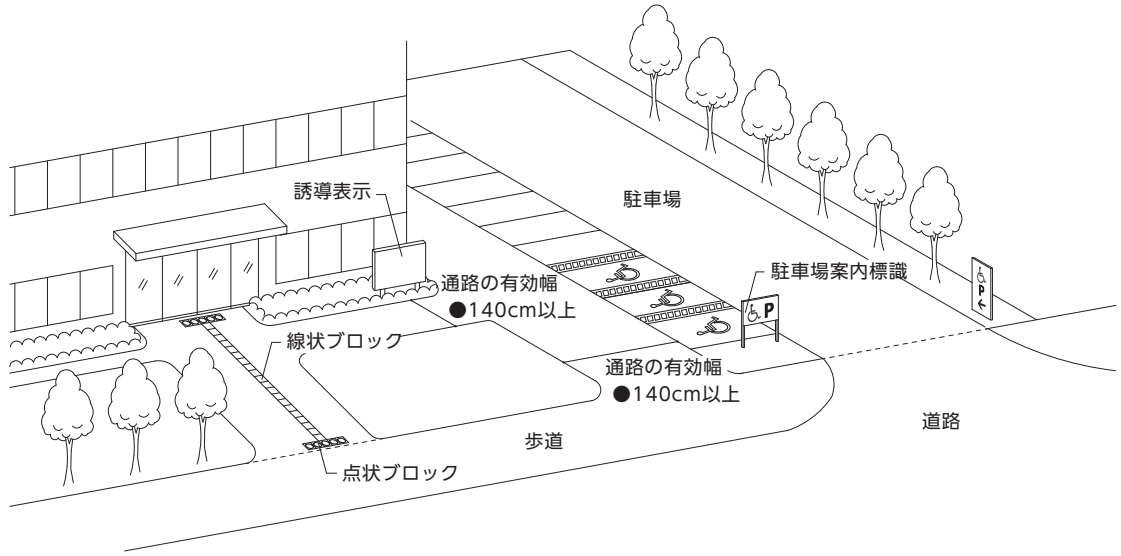
【解説13.3】 機械式駐車場に障がい者駐車区画を設ける場合

		ケース 1	ケース 2
障がい者用駐車区画の設置イメージ		<p>平面駐車場 (100台)</p> <p>機械式駐車場* (20台)</p> <p>建築物</p> <p>※障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場</p>	<p>平面駐車場 (100台)</p> <p>建築物</p> <p>機械式駐車場① (90台)</p> <p>機械式駐車場② (80台)</p> <p>①90台分の駐車施設のうち、10台分が障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場</p> <p>②障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設けていない機械式駐車場</p>
駐車施設の総数		100 + 20 = 120台	100 + 90 + 80 = 270台
障がい者用駐車区画の必要設置数 (A) ※駐車場での配置は任意	遵守基準	120台 × 1/50 = 2.4 (1未満切り上げ) ⇒ 3以上	270台 × 1/100 + 2 = 4.7 (1未満切り上げ) ⇒ 5以上
	整備基準		270台 × 1/50 = 5.4 (1未満切り上げ) ⇒ 6以上
障がい者用駐車区画の数 (B)		平面 1台 + 機械式 20台 = 21台	平面 1台 + 機械式① 10台 = 11台

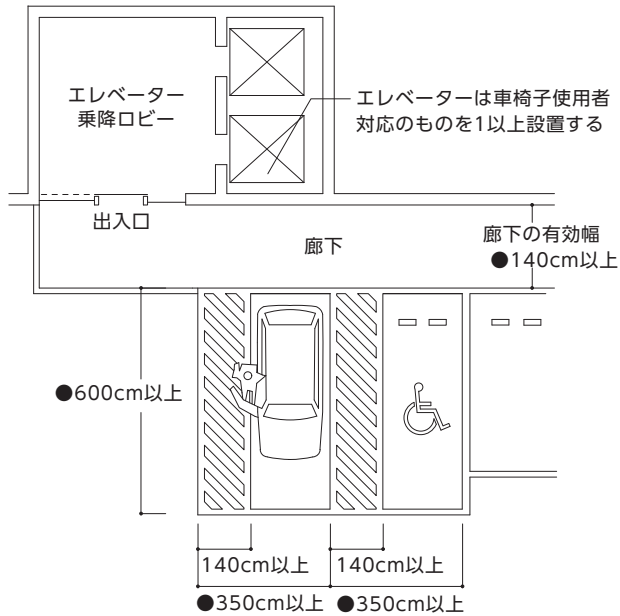
((B)の数が、必要設置数の(A)よりも多いため、基準を満たしている)

《 参 考 図 》

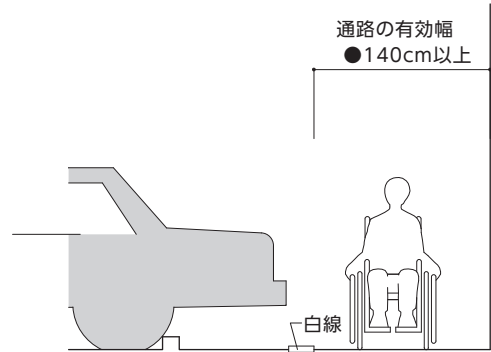
【図13.1】敷地内駐車場の整備例



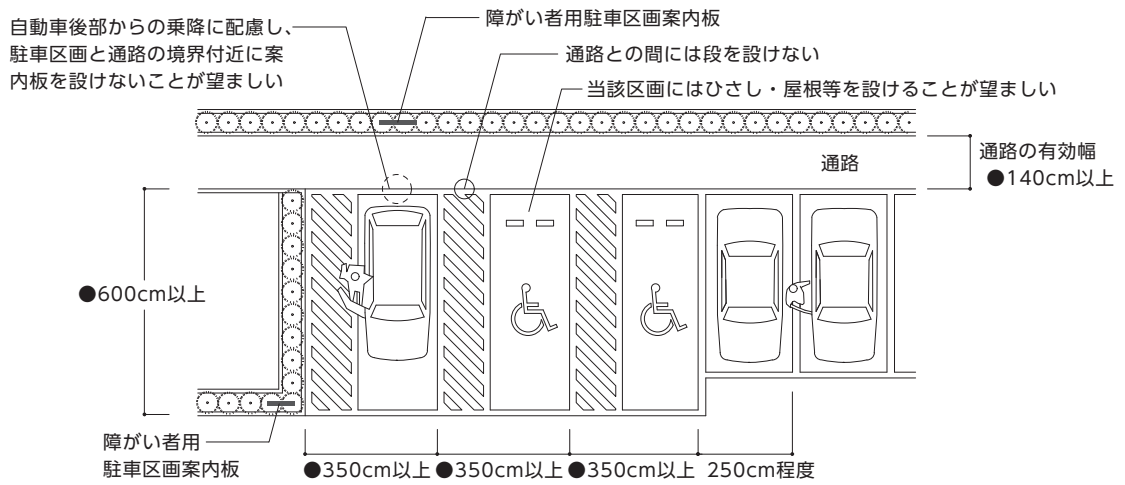
【図13.2】屋内駐車場の整備例



【図13.3】駐車スペース後ろに通路を設ける場合



【図13.4】 駐車場の整備例

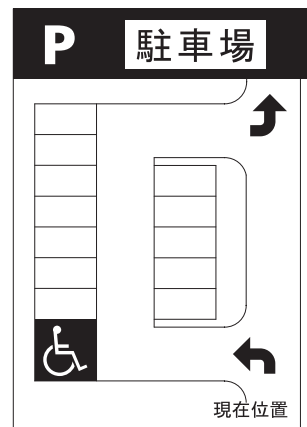


【図13.5】 立札による表示例

(1) 駐車場の進入口の表示例



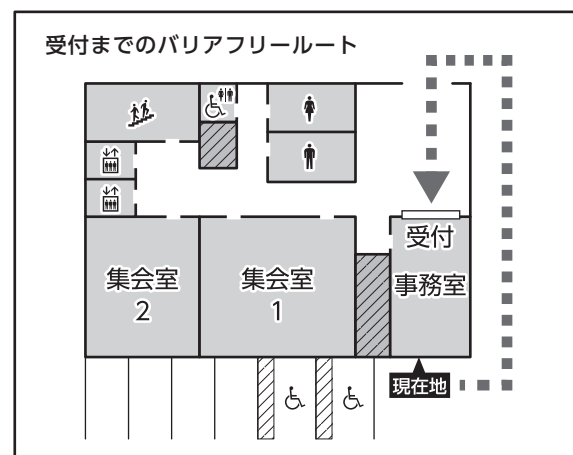
(2) 障がい者用駐車区画への誘導表示例



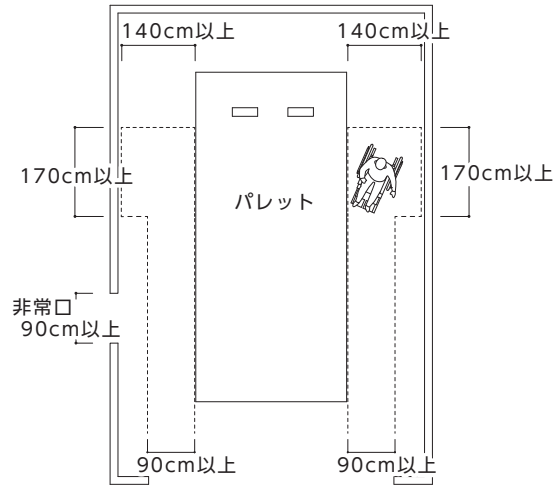
(3) 障がい者用駐車区画である旨の表示例



(4) 障がい者用駐車区画から
利用居室までの誘導表示例



【図13.6】 機械式駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設けた例

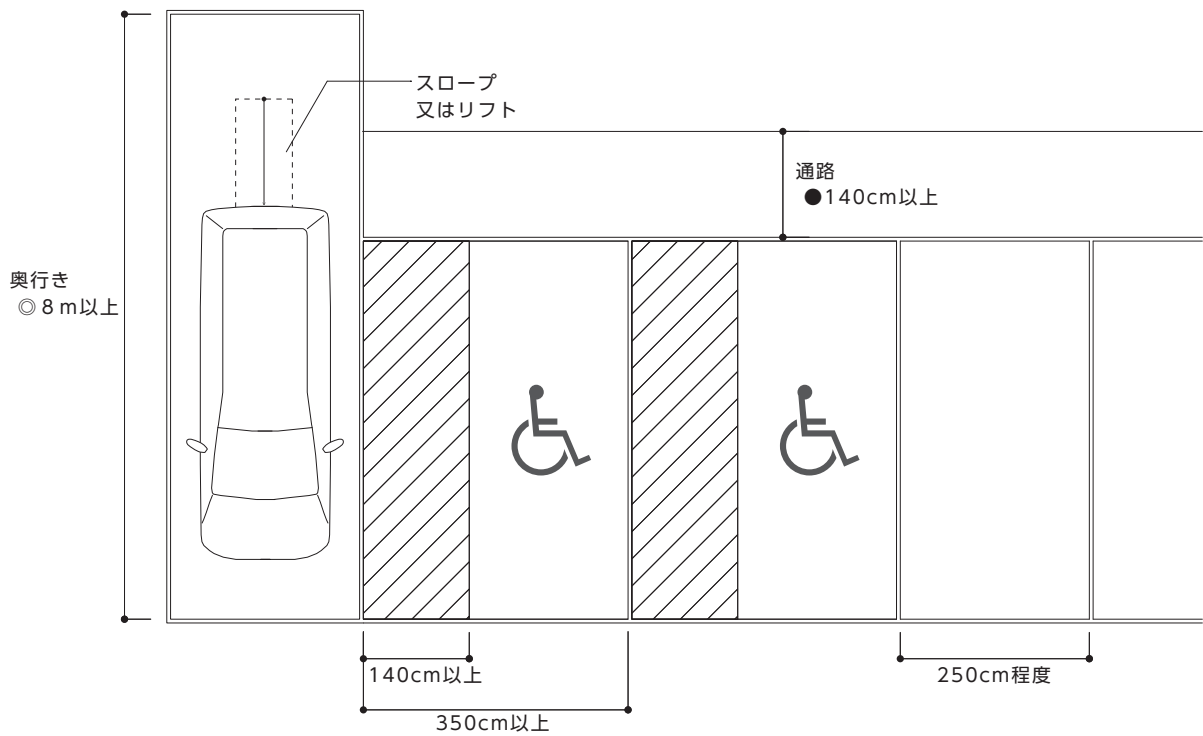


機械式駐車場技術基準（主な内容）

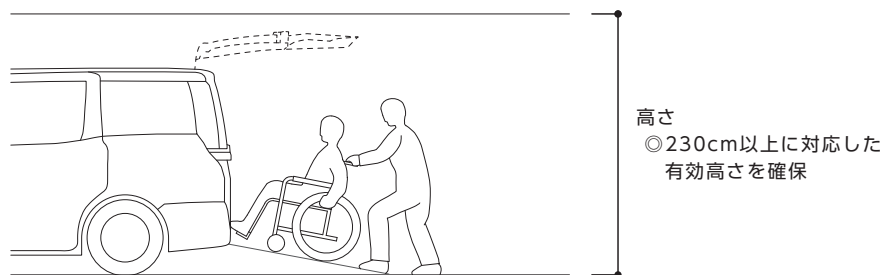
- ・ 機械式駐車場に障がい者用駐車区画を設ける場合は、車椅子使用者等が管理人等の介助がなくても自力で乗降できるものとする。（人的介助のみを前提としない）
- ・ 人の通路は、幅90cm以上、高さ190cm以上、段差及び隙間は2cm以下とすること。
- ・ 非常口へ通ずる通路も上記に準ずることとし、非常口は、90cm以上、高さ190cm以上で、内側から容易に開けられるようにすること。
- ・ 自動車への乗降部分は車椅子の転回を考慮して、車椅子の進行方向に対して幅140cm以上、奥行き170cm以上の空間を確保すること。
- ・ バリアフリー対応駐車装置の操作盤の少なくとも1面は、車椅子に乗ったままで操作できるよう床面から100cm程度の高さに設けること。
- ・ 一部の収容台数に対してバリアフリー対応駐車装置を適用する場合は、該当する搬器とそれ以外を識別できるように色分け、マーキング等の処置を施すこと。
- ・ その他の基準については、「機械式駐車場技術基準・同解説 2017年版」（公益社団法人 立体駐車場工業会）を参照すること。

《 参 考 図 》

【図13.7】 奥行き 8 m以上の駐車スペースの例



【図13.8】 高さ 230cmの例



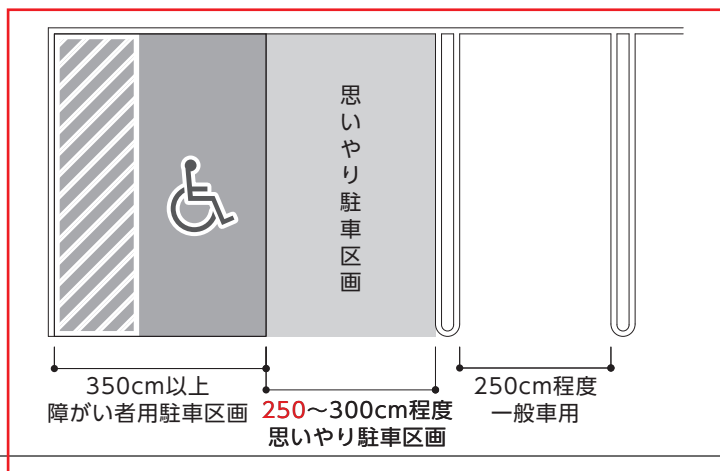
【図13.9】 駐車区画に設置する看板の記載例

	障がい者用駐車区画 のみの場合	思いやり駐車区画を整備できる場合	
		障がい者用 駐車区画	思いやり駐車区画
マーク			
説明文	この場所は、 <u>身体の不自由な方、身体内部に障がいのある方</u> など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両専用です。一般の方は駐車をご遠慮ください。	この場所は、 <u>車椅子使用者など身体の不自由な方</u> が利用する車両専用です。一般の方は駐車をご遠慮ください。	この場所は、 <u>身体の不自由な方、身体内部に障がいのある方</u> など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両が優先です。

思いやり駐車区画

- 対象者
車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な内部障がい者や聴覚・視覚障がい者、その他の障がい者、難病患者、高齢者、けがをした方、妊産婦など。
- 設置場所
可能な限り出入口に近い場所（障がい者用駐車区画に隣接した位置など）。
- 設置台数
各事業者の実情に応じて定める。
- 広さ
通常の駐車区画と同等（250cm程度）。可能であれば300cm程度とやや広めにする。
- 案内表示の設置
利用対象者の説明や、対象者を示すマークを看板に表示する。
- 区画の塗装
①「思いやり駐車区画」の文字を塗装する。②障がい者用駐車区画とは別の色（緑色など）で床面全体を塗装し目立たせる。③対象者を表すシンボルマークを塗装する（障がい者のための国際シンボルマークは表示しない）。

【区画の整備例】



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、都が作成したマーク。

